

令和元年6月17日（月曜日）

第2回松島町議会定例会会議録

（第2日目）

令和元年第2回松島町議会定例会会議録（第2号）

出席議員（14名）

1 番	杉 原 崇 君	2 番	櫻 井 靖 君
3 番	緑 山 市 朗 君	4 番	赤 間 幸 夫 君
5 番	高 橋 利 典 君	6 番	片 山 正 弘 君
7 番	澁 谷 秀 夫 君	8 番	今 野 章 君
9 番	太 齋 雅 一 君	10 番	後 藤 良 郎 君
11 番	菅 野 良 雄 君	12 番	高 橋 幸 彦 君
13 番	色 川 晴 夫 君	14 番	阿 部 幸 夫 君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

町 長	櫻 井 公 一 君
副 町 長	熊 谷 清 一 君
総 務 課 長	千 葉 繁 雄 君
財 務 課 長	佐 藤 進 君
企 画 調 整 課 長	佐々木 敏 正 君
町 民 福 祉 課 長	太 田 雄 君
健 康 長 寿 課 長	齊 藤 恵美子 君
産 業 観 光 課 長	安 土 哲 君
建 設 課 長	赤 間 春 夫 君
会計管理者兼会計課長	鷹 平 義 弘 君
水 道 事 業 所 長	岩 渕 茂 樹 君
危 機 管 理 監	蜂 谷 文 也 君
子育て支援対策監	本 間 澄 江 君
総務課総務管理班長	櫻 井 和 也 君
教 育 長	内 海 俊 行 君
教 育 次 長	児 玉 藤 子 君

教 育 課 長	赤 間 隆 之 君
選挙管理委員会事務局長	伊 藤 政 宏 君
代 表 監 査 委 員	丹 野 和 男 君

事務局職員出席者

事 務 局 長	千 葉 義 行	主	査	菊 地 磯 子
---------	---------	---	---	---------

議 事 日 程 （第 2 号）

令和元年 6 月 1 7 日（月曜日） 午前 1 0 時開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

- 〳 第 2 議案第 3 3 号 松島町森林環境譲与税基金条例の制定について
- 〳 第 3 議案第 3 4 号 松島町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する
条例の一部改正について
- 〳 第 4 議案第 3 5 号 松島町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する条例の一
部改正について
- 〳 第 5 議案第 3 6 号 松島町介護保険条例の一部改正について
- 〳 第 6 議案第 3 7 号 町有財産の無償貸付けについて
- 〳 第 7 議案第 3 8 号 工事請負契約の締結について
【町道手樽・富山駅線避難道路整備工事】
- 〳 第 8 議案第 3 9 号 物品売買契約の締結について
【防災行政無線戸別受信機等備品購入】
- 〳 第 9 議案第 4 0 号 工事委託に関する変更協定の締結について
【仙石線高城町・手樽間高城こ線橋新設工事】
- 〳 第 1 0 議案第 4 1 号 工事委託に関する変更協定の締結について
【松島浄化センター長寿命化改築工事】
- 〳 第 1 1 議案第 4 2 号 工事請負契約の変更について
【23 災第 15493 号一級町道松島・磯崎線（松島大橋）橋梁外災害復
旧工事】
- 〳 第 1 2 議案第 4 3 号 令和元年度松島町一般会計補正予算（第 1 号）について
- 〳 第 1 3 議案第 4 4 号 令和元年度松島町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）につ

いて

〃 第 1 4 議案第 4 5 号 令和元年度松島町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）について

〃 第 1 5 議案第 4 6 号 令和元年度松島町観瀾亭等特別会計補正予算（第 1 号）について

〃 第 1 6 議案第 4 7 号 令和元年度松島町下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）につい

て

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前10時00分 開 会

○議長（阿部幸夫君） 皆さん、おはようございます。

令和元年第2回松島町議会定例会を再開します。

本日の会議を開きます。

傍聴の申し出がありますのでお知らせいたします。―――さんでございませう。

本日の議事日程は、お手元に配付しております。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（阿部幸夫君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、4番赤間幸夫議員、5番高橋利典議員を指名します。

日程第2 議案第33号 松島町森林環境譲与税基金条例の制定について

○議長（阿部幸夫君） 日程第2、議案第33号松島町森林環境譲与税基金条例の制定についてを議題といたします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございませんか。8番今野章議員。

○8番（今野 章君） 8番今野でございませう。

1つは、議運のときにも申し上げたんですが、この基金の設置目的ですね。設置という中に書いてあると言えは書いてあるんですが、もう少し具体的に設置目的がわかる内容にできなかったのかどうか。その辺はいかがなものでしょう。その他の自治体などを見ると似たり寄ったりのところはあるんですが、多少変えて書いてあるところもありました。それを見ますと、この基金条例の設置目的をもう少し、どういう事業に利用するのかも含めて書くということも必要だったのではないかという気がするんですが、その辺いかがなんでしょうか。

○議長（阿部幸夫君） 安土産業観光課長。

○産業観光課長（安土 哲君） 松島町が実際この基金をもとに事業をするならばということも想定して、基金の設置条例は考えておったところでした。その特色あるという使途の明示についても検討はしたところだったんですけれども、国会の審議の議論の中で見た森林の整備及びその促進に関する事業というのは、大きく広義的にその分野の事業を拾えるだろうというところも参考にしまして、最後に宮城県の2月定例会の内容も踏まえまして今回の基金設置条例案ということで作成したところでございました。

以上です。

○議長（阿部幸夫君） 今野 章議員。

○8番（今野 章君） 大体条例をつくるときは上のほうから何というんですか、似たような例文が流れてきてつくっているということもあってこういう形になるんだと思うんですが、最近の条例を見ていると、今回提案されている条例だけじゃなくて、非常に目的を幅広く捉えることができ、いかようにでもある意味解釈ができてしまうような、そういう基金条例みたいなものが多くなっているのではないかなという気がしたものですから、ぜひ設置をするということであれば、もう少し明確にしたものがあつたほうがよかったかなと思いましたので、今お話をさせていただきました。

次に、今回森林環境譲与税の配分については、これを見ますと、私有林人工林面積で50%割、林業就業者数割で20%、それから人口割で30%。このような形で譲与税の配分がされるということになるわけですが、本町におけるそれぞれ国有林だとか私有林、町有林あるいは所有不明の森林の面積、こういったものがどの程度あるのか。その辺、もしわかれば教えてください。

○議長（阿部幸夫君） 安土産業観光課長。

○産業観光課長（安土 哲君） 2015年の農林業センサスを見ますと、林野面積が全体で2,760ヘクタールとなっております。ただ、現況の森林面積になりますと、それよりちょっと下回りまして2,748ヘクタールと。うち、国有林と言われているところにつきましては131ヘクタール。あと、市町村初め県等を含めると356ヘクタール。その中で、私有林人工林面積というのが706ヘクタールと示されております。

以上でございます。

○議長（阿部幸夫君） 今野 章議員。

○8番（今野 章君） いわゆる所有者不明林というものはないのかどうか。それから、本町における林業就業者数はどうなっているのか。その辺も教えてください。

○議長（阿部幸夫君） 安土産業観光課長。

○産業観光課長（安土 哲君） 林野面積で把握しているところにつきましては、全体面積なんですけれども、所有者不明というのはないと確認をしております。林業就業者数は、平成27年度国勢調査人数になりますが、4人となっております。

以上です。

○議長（阿部幸夫君） 今野 章議員。

○8番（今野 章君） わかりました。

それで、森林環境譲与税、これは昨年成立した森林経営管理法ということの法律に基づいて
といいますか、これとの大きなかわりをもって基金が制定をされていくということになる
ようでありますけれども、本町における森林経営管理の今後のスケジュールはどういう形で
進んでいくのか。その辺についても教えていただきたいと思います。特に、今回のこの森林
経営管理法と環境譲与税も制定しますので、その辺の運用と住民周知というものも含めて、
今後どういう流れになっていくのかを教えてください。

○議長（阿部幸夫君） 安土産業観光課長。

○産業観光課長（安土 哲君） 今回の森林環境譲与税の使途の一部として、森林経営管理シ
ステム導入が前提とされているというのが税制大綱にもちょっと示されておりました。その森
林経営管理というのが、私有林人工林を持っている住民の方で自分で管理が難しいと、難し
い方につきましてどうだろうということを、町からその所有者の方々へ意向調査をかけさせ
ていただきます。その意向調査の結果を踏まえまして、今度は町で直接その森林を管理する
か、または林業経営体にお任せするかというマッチング作業が生じます。いわゆる田んぼで
言う中間管理機構みたいな役割を町が担うということで、その作業を森林経営管理システム
というところで作業していくということになっています。

その意向調査も含めたシステムの導入までどれぐらいの期間で考えているかと。これは国で
は、令和15年度までには各自治体とも整備に至っていることを想定しているとはなっており
ます。それが森林環境譲与税のほうが交付税特別会計から借入れが終わるのがその前の年
度ということで、しっかり税のみで、本体のみで運営することが想定されているかと確認を
しております。それを踏まえますと、意向調査に係るスケジュールからいくと、約10年をめ
どに意向調査を踏まえた森林経営管理を行っていきたいとは考えております。

以上です。

○議長（阿部幸夫君） 今野 章議員。

○8番（今野 章君） 森林経営管理法ということで整備をされて、これは資料を見ると、言っ
てみれば森林そのものが荒れているということもあるんだと思うんですが、公益的機能の発
揮ということで地球の温暖化防止機能、それから災害防止、国土保全機能、水源涵養機能と、
こういったものをまず大きく掲げて今回法律も制定されたと、こういうことになっているん
だと思うんですが、非常に、今のお話、スケジュールを聞くと、10年かかって意向調査をし
て15年目、令和15年からシステムを導入して、意向調査に基づいた町管理直営にするのか、

言ってみれば民間でやってもらうのかという判断をしてやっていくと、こういう流れになっていくんだと思うんですが、そうすると森林管理というのは、これから最低10年は行われいいのかという気もするんですよ。極めてそういう意味では消極的だなというか。本当に本気で、今お話ししたように、公益的機能の発揮を十分にさせていくということになると、今の気象状況を見ても非常に気象変動が大きくて大変な状態になっているので、この地球温暖化防止機能や何かに対して対応する上でも、もっと早い対応が必要なのではないかという気がするんですが。ここで言ってもしょうがないのかもしれないけれども、非常にその辺スピーディーに取り組むというわけにはいかないのかどうかですね。ずっと、補正予算を見ると150万円ぐらいですかね、今回予算が来てはいるようなんですが、10年の間、町は意向調査だけをやるのか。その辺どうなんですか。

○議長（阿部幸夫君） 安土産業観光課長。

○産業観光課長（安土 哲君） 意向調査の結果がどれぐらいの期間で集約できるかというのも、県も、もちろん我々も初めてでして、そこにより早く迅速に対応できれば、システムの導入をして林業経営体にお任せするか、直営にするかという判断ができていくのかと思います。今野議員さんがお話しされましたとおり、この森林環境譲与税の導入の目的がパリ協定に基づくCO₂排出削減を目標に掲げていると。その日本で言う排出削減がマイナス26%というのが2030年度。その2030年度というよりは、今回言われている令和15年度までに全部整備していくというように、ちょっとスケジュール的に合っているものだとはちょっと見ておりました。ただし、それを前倒しにしても森林経営というのが投げっ放しにならないようにということで、町は譲与税もいただいていることですから、それを原資により迅速に対応していきたいとは考えております。

以上です。

○議長（阿部幸夫君） 今野 章議員。

○8番（今野 章君） だから、さっきスケジュールがどうなるのかと聞いたのは、10年度までの意向調査と言っているんだけれども、その間を含めていろいろ手順があるんだろうと思うんですよ。だから、もう少しその詳しい流れを聞かせていただければと思うんですが、いかがでしょうか。まだ決まっていないのかどうかを含めて。

○議長（阿部幸夫君） 安土産業観光課長。

○産業観光課長（安土 哲君） 進め方は、こういうふうに進めていくようにというスキームはちょっともらっているんですけども、繰り返しになって申しわけないんですけども、時

間がどれだけかかるかというのは、ちょっと未定なところが正直ございます。住民に照会をかけた後に、町がマッチング作業をして、そして林業経営体に任せるところは任せ、あとは我々が森林環境譲与税をもらったものを原資にしてどれだけ管理をしていけるかということになりますので、その10年が最大のところで見まして、前倒しできるところは前倒しをして取り組んでいきたいとは、本当に考えております。

以上です。

○議長（阿部幸夫君） 今野 章議員。

○8番（今野 章君） いずれこういう森林経営管理法だとかというのができたこと自体、余り知らない方も多いのかなと思うんです。そういう意味では、きちんと住民の皆さんにこういったものを周知徹底を図っていくということも大事だと思うんですよ。とりわけ森林経営の意欲がないということでみなされてしまうと、結局町が直接該当する森林を管理するという手法もとれるということになっていくようなので、そういう意味では自分の手元から離れたからいいということではなくて、逆に言うと、人の所有権に町が勝手に入り込んでいく形にもなるわけなので、非常に何というんですかね、法律で決まったことではあるにしてもきちんとした説明がないと、後で問題を生じかねないのかなという気がします。

そこで、森林経営の意欲がないという認識は、町としてはどういう形で得ていくのか。その辺の判断基準といいますか、その辺は法律上もいろいろあるんだと思うんですが、基準点があれば教えてください。

○議長（阿部幸夫君） 安土産業観光課長。

○産業観光課長（安土 哲君） 私有林人工林ということで、人工林のところが入ってきますので、人工林はみずからやっぱり山を切り開いて植栽しているということが定義にあると思います。意向調査をかけた際に、自分では、これも基準が示されているんですけども、年齢的にもうできない、また、あと自分自身でなかなか投資できないということも踏まえて、その分国民から森林環境税ということで徴収した分で作業をしていくと考えておりますので、実際に管理できないというところで判断し、町で担うか、林業経営体でお任せするかというように判断していきたいと考えております。

○議長（阿部幸夫君） 今野 章議員。

○8番（今野 章君） 経営意欲がある、なしということでの判断を当然町がするんでしょうけれども、やっぱり所有者の権限を侵すことがないように、しっかりと了解をもらうという作業がうんと重要になってくるんだと思うんです、説明と了解ですね。その辺十分に配慮して、

これから先まだまだあるんだとは思いますが、やっていただきたいなと思いました。

それから、今回の森林環境譲与税、これを見ますと、市町村が森林環境税を徴収しますよと。それは個人住民税の均等割として都道府県民税、市町村民税にそれぞれ500円ずつかさ上げしていただきますよと、こういうことなんですが、結局これは、米印の下に書いてあるんですが、東日本大震災を教訓として各地方団体が実施する防災施策にかかわる財源を確保するため、平成26年度から平成35年度までの間、標準税率が引き上げられていると。これにかわってその分を、言ってみれば森林環境税にするんですよということで書いてありまして、均等割ということ自体が、今まで取っていたからいいんじゃないかということでは済まないんだと思うんですよね。災害ということで特殊事情の中でこういった均等割の税制がしかれたのかなと思うんですが、それがなくなるということをして、この森林環境税をまた均等割で賦課すること自体どうなんだろうかと。これはお金のある人もない人も同じように取られるわけだよね、やっぱりね。非常にそういう意味では、消費税もそうですけれども、こういったものも非常に逆進性が強いと言わざるを得ないやっぱり税のあり方だと思うんです。なおさらCO₂を排出している企業は負担なしなんですよ、これね。震災のときも復興税、企業負担をやりましたけれども、企業負担したのはたしか2年だか3年ですよ。そういう意味で非常にこう、何ていうんですかね、国民全員にやっぱり負担を押しつけるそういうやり方というのは、問題があるんじゃないかなという私は気がするんです。そういう点で、非常に税制のあり方としても、徴収のあり方としても問題があると。そこから集めたものが町に配分されるということにはなるわけですが、まずもって町長、やっぱりこういう取り方、どう思いますか。私は平等とは思わないんだけど。

○議長（阿部幸夫君） 櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 私は個人的には山も持っているのですが、両方の考えで今いましたけれども、ただ、今前段のお話を聞いてまして、町にある山林、いろいろ町所有、国所有、そして個人的な所有とあるんでしょうけれども、特に個人的所有の私有林に関しては荒廃しているのは確かなんです。これは目に見えないかもしれませんが、農業の水田の圃場以上に大変なんではないかなと思います。

ちょっと話がそれますけれども、この間まで藤の花が咲いていましたけれども、あの山は藤の花できれいだねと言われる山ほど荒れているわけですよ、実は。だから、そういったものを今後どうするんだといったときに、やっぱり整備していかなくちゃならないんだろうと。特にあともう1つは、私有林のほかに共有林というものもあるわけですね。そうすると共有林

なんかについても、年々持っている方々が相続をしないがままにきている共有林もあって、なかなか今度そういったものを整理する場合に、町がこれからいろいろ所有権等が入っていた場合に大変な整理が出てくると思うんです。そういったことを考えて、この森林環境税は取り組んでいかなくちゃならないんだろうと。スパン的に10年が長いんじゃないかと言われますけれども、そのぐらいないと逆にできないものではないのかなと。投げかけてすぐキャッチボールではね返ってくるものばかりならばいいんでありますけれども、私も2カ所ほど共有林を預けられていますけれども、これも一口に100口以上とか、私は二十何口というのを2つ持っていますけれども、これだって整理するのに相当かかると思います。当時の方々が存命していれば何の問題もないんですけれども、亡くなっていると、もうどんどん裾野が広がっていくと、こういう現状になってきますので、町とすれば、できるだけそういったものを早く投げかけて結果に結びつけていくということをしなくちゃならないんだろうと思います。

それから、平等性ということに関しましては、これはまた個人的に私がどうだこうだと、国がある程度決めてきているものについて言う立場ではないのかなということで、よろしくお願い申し上げます。

○議長（阿部幸夫君） 今野 章議員。

○8番（今野 章君） 森林の保全そのものについては私も非常に重要なことだと思いますし、そういう意味で言えば遅きに失したのかなと、このようにも言える内容なのではないかなと思います。それこそ国に先駆けて森林環境税のようなものを取っている自治体はあったわけでしょう。だから、国が遅いから自治体先駆けてやらざるを得なかったというのが今までの状況なのかなと。そういう意味で、森林保全の重要性というのは私らも認識はしているわけです。

ところが實際上、先ほど課長の答弁の中に、パリ協定の話も出ましたが、ここに追いつかないですね、10年待っていたのでは。結局目標を達成できないんですよ。ですからそういう意味で、やっぱりもっともっと早い段取りも必要なのかなと、こう思ったので聞いているわけです。なかなか均等割で徴収するこの税制のあり方がどうだということについてはお答えいただけませんでしたけれども、非常にそういう点では、国民負担だけを求めて、大もとの排出する企業や何かに負担を求めないというやり方自体は、私は非常におかしいなと思いますよ。そういう点では、ここで言ってもしょうがないのかもしれないけれども、やっぱり国のほうにこういうあり方が問題としてあるんだということを、町長にぜひ認識もいた

だいて、そういう声もあるということを国に申し上げていただきたいと思いますと思うんです。

それからもう1つなんですが、最初に申しましたように、森林環境譲与税の配分ですが、50%、20%、30%の割合だということなんですが、従業者数で20%なんですが、松島町は4人しかいないというでしょう。だから、非常に来るお金も少なくならざるを得ないのかなと、こう思います。逆に人口割で30%といっているわけですよね。人口割で30%というと、森林のない東京みたいなところ、そういうところにいっぱいお金が流れていく仕組みにもなっているのかなと。森林を整備するのに道路が必要だから道路をつくりましょうという話も当然出てくるんだと思うんですが、何か東京にいっぱい流れていっても仕方がないのかなと。そういう意味では、もっとここの率をやっぱり逆転させる必要があるんじゃないかと。森林面積だとか就業者数にもっと注目した形でこの配分率を決めていかないと、何のために取っている税金なんだということになりかねないんじゃないかという気がするんですが。その辺についての所感、お伺いしておきたいと思います。

○議長（阿部幸夫君） 安土産業観光課長。

○産業観光課長（安土 哲君） 森林がほとんど存在しない市町村にも、実際に先ほど言った3項目のうち基礎数字が当てはまれば交付には至るとはなっております。そういった自治体がどういったものをもとに森林環境整備の促進を図るのかというのを、ちょっと国会審議等の中の項目で見させてもらったんですけれども、できれば積極的に使用するを木材利用のほうの観点で使用するべきではないかと。あと、あわせて、どこの自治体も一緒なんですけれども、普及啓発を図って、本当に県産木材などを使うと、そういった普及啓発に努めるべきではないか、そういった費用にと考えております。配分率に関しては、確かに林業就業者数4人ということを踏まえると、そこに置かれる配分割合が大きいのに当町は少ないと。国で決められた数字とはいえ、確かに低いなどは感じております。

以上です。

○議長（阿部幸夫君） 今野 章議員。

○8番（今野 章君） 低いなということで認識はまずあればいいかなとは思いますが、やっぱり普及啓発なんていうものはお金をそんなにかけてやるものじゃないですよ、どんな事業を見たってね。やっぱり現場でお金がかかるわけですから、ぜひそういう意味でこの点も町長、ぜひおかしいよと、この配分率じゃだめだよということをぜひ言っていただきたいと思います。

以上申し上げて終わりにします。

○議長（阿部幸夫君） 他に質疑ございませんか。11番菅野良雄議員。

○11番（菅野良雄君） 今の質疑応答を聞いていて、これは難しい問題だなと思います。国の七、八割なのかな、山ですから、1人1,000円の負担でできるのかなという思いがしますがけれども、ただ納税者が5,000人を超えているのかな、松島町ね。1人1,000円だと500万円の、また町民の負担が出てくるのかなという思いがしますがけれども、これはあくまでも国策だと私は思いますので、細かいところは申しませんが。

条例についてちょっと。今まで余り気にしたことはないんですが、第7条に、この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は町長が別に定めるということになっております。こうなりますと、全て基金の管理については、この条例以外は町長に委任することになるなという思いがしたものですから。ちょっと執務上どうなのかなということで調べてみました。まず、私が申し上げる前に、この町長が別に定める「別」とは何なのかということをお伺いします。

○議長（阿部幸夫君） 安土産業観光課長。

○産業観光課長（安土 哲君） 多くは、一番は処分のところになるんですけれども、処分はこれ以外の目的に使えないとなりますので、ここの町長が別に定めるというのは当てはまらないだろうと。管理も運用に入ってまいりますので、基金の運用に関して町長が定めるとは理解しておりました。それは、通帳に管理しまして利子をどのように管理しているのかとか、そういうことを踏まえての運用と認識しておりました。

以上です。

○議長（阿部幸夫君） 菅野良雄議員。

○11番（菅野良雄君） 急に質問したので大変かもしれませんが、法形式上はいろいろな優劣関係があって、条例の施行規則などは条例のほうが優先するんですが、町長が制定する規則の中には条例と同等だということもあるんですよ。そこで、そのほかにも町長が権限の範囲内で告示や訓令などということで定めることができるということになると、この別に定めるというところをしっかりと定めておかないと、議会が意思が反映されなくなるんじゃないかという心配があるんです、私はですよ。そこで、ここをきちんと定めておかないとうまくないなという気がしたので質問したんですが、その辺はつきりどうなんだということなんですよ。

○議長（阿部幸夫君） 熊谷副町長。

○副町長（熊谷清一君） ちょっと質問の内容的には、基金の運用の仕方ということで、大変ち

よっと。今確認しているのですけれども、基金の別に定める内容、じゃあ松島町にはほかにあるかということは、ちょっと確認すると、特に定めていないところもあると。そういう中で、この中でいろんなこの基金のやりとり、それから松島町の今後の運営の仕方ということで、いろんなご意見をいただいたわけでありまして。そういう意味で、別に定める基金の取り扱い、町長が定めるこの取り扱いについて、まだ今のところはちょっと具体的に、先ほど課長が言いましたけれども、ないというところがあります。そういう中で、ちょっとこの辺のところの取り扱い、これからの松島町の施策の1つの森林とかということでもありますので、この辺の取り扱いについて、ちょっと内容的にその辺は今後の検討材料の1つにさせていただきたいと思います。

○議長（阿部幸夫君） 菅野良雄議員。

○11番（菅野良雄君） ほかの条例なんかにもこういうのがいっぱいあるんです。それで調べてみると、やっぱりこの「別に定める」ではまずいのではないかという識者の方々も結構おって、このままでいいのかなという思いで質問したわけですが、きょう議決するわけですから、後で検討するということになればそれはどうなのかなという思いもしますけれども、余りこれ以上申し上げても、この提案がどうなのかなということにまでなっていくしますので、この町長が別に定めるという、別のものを運用するときに、しっかりと議会に説明責任を果たしてほしいと。そうでないと、今町長の規則でいいんですよということになると、議会が何の権限もなくなる、議会の意思が反映されなくなるので、そこはやっぱり町長が議会に問いただして相談してほしいなと思うんですけれども。町長、どうでしょう。

○議長（阿部幸夫君） 櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） この条例を今回新しくつくって、先ほどの基金じゃないですけれども、これから10年とか15年とか育ててつくっていかなくてはならないわけであって、その上で必要なことが出てくるものがあるのかなと思います。それらに関して、今菅野議員がいろいろ心配されましたことについては、別に定めるということについて、こういったものに行政側として入っていった場合には、議会にきちんと報告してご理解を求めるということでもよろしくお願いいたします。

○議長（阿部幸夫君） 菅野良雄議員。

○11番（菅野良雄君） 町長のそういう気持ちを酌み取って了解しました。終わります。

○議長（阿部幸夫君） 他に質疑ございませんか。13番色川晴夫議員。

○13番（色川晴夫君） これは36年から課税されて35年度までに暫定時に交付税及び譲与税特別

会計ということで市町村に交付するとなっておりますね。それで今回の補正43号に、先ほど今野議員も言われましたけれども、154万5,000円の補正を計上していますよね。そういう中で、この譲与基準を照らして、本町に、この金額ですね、この算定基準というんですか、今いろんな人口割とかそういうふうにして変えていますけれども、原資は国税ということでございますので、その原資から持って行って案分していくわけなんですけれども、わかりやすく何でこの154万5,000円になったのかということ、何でこういう金額を出したのか。ちょっとわかりやすく説明していただけますか。

○議長（阿部幸夫君） 佐藤財務課長。

○財務課長（佐藤 進君） 今回の譲与税の関係ということで、財務課長の私からちょっとわかりやすくというか、わかりづらいかもしれませんが、まず説明させていただきたいと思います。

まず、今回の森林環境譲与税につきましては、我々個人町民税から税で徴収されるのが36年度からということですが、譲与税に関しては今年度からまず交付されるということで、この交付税及び譲与税の特別会計のほうで国で借り入れして今年度から配布ということで、31年から33年までは国では200億と。それで34年、35年は300億ということになるんですが、今回は200億と。そのいわゆる8割、160億が市町村に交付されると。残りの40億が都道府県ということで、8対2のまず配分になるところでございます。それで、この160億のうちのいわゆる10分の5ということで、先ほど産業観光課長が申し上げた私有林人工林面積と林業就業者数を人口で案分で配分されるということで、ちょっと県のデータとかから私が試算したところ、町が706ヘクタールということでございますので、全国からの面積で案分してそれを掛けると、私有林面積で約80万円。次に、林業就業者数割が160億の10分の2ということで、松島町が4名ということで、全国の数から割合で計算しますと約20万1,000円と。人口割が10分の3ということになりますので、160億の10分の3ということで全国の国勢調査の人口、そちらで松島町の人口で割り振りすると約54万4,000円ということで、私、県からのデータの資料の試算ですが、合計して154万5,000円ということで収入が見込まれるということで、ちょっと簡単というか、複雑に説明になったかもしれませんが、一応そういう県の資産等から154万5,000円というところになるところでございます。

以上でございます。（「ありがとうございます」の声あり）

○議長（阿部幸夫君） よろしいですか。（「はい」の声あり）他に質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第33号を採決します。本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（阿部幸夫君） 起立全員です。よって、議案第33号松島町森林環境譲与税基金条例の制定については原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第34号 松島町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

○議長（阿部幸夫君） 日程第3、議案第34号松島町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございませんか。13番色川晴夫議員。

○13番（色川晴夫君） 指定病院における不在者の外部立会人とありますけれども、この松島町の指定病院は今何カ所、できたら名前を言っていただければと思いますけれども。

○議長（阿部幸夫君） 伊藤選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（伊藤政宏君） 指定病院等の本町の指定されている施設につきましては、まず松島病院、2つ目が、老人保健施設松島みどりの家、あと3つ目ですが、特別養護老人ホーム松島長松苑、この3カ所になります。

○議長（阿部幸夫君） 色川晴夫議員。

○13番（色川晴夫君） 2つ目の質問なんですけれども、この3カ所に入院している方たちが仮に選挙で投票したいというような申し込みは、病院にお願いする、申し込むわけです。ですよね。そして、選管に来ると。そういうことで投票すると思うんですけれども、今までこういった病院のほうから投票をお願いしたいという実績とかそういうものは、過去にも最近もあったのかどうか。ちょっと教えてください。

○議長（阿部幸夫君） 伊藤選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（伊藤政宏君） 指定病院の不在者投票の外部立会人制度につきましては、平成25年に制度化されたものでございます。それから今まで、実際に指定されている施設から立会人をお願いしたいという実績は、これまではありません。

以上でございます。

○議長（阿部幸夫君） 色川晴夫議員。

○13番（色川晴夫君） 実績はなかったということで、入院なさっている方だからいたし方がないかなと思いますけれども、こういう制度があるということ、仮に身内が入院していて、おらいのおいごが今度出るんだとか、そういうことがよくあるわけだと思うんですけれども、そういう人にもなかなか投票をお願いするとかということもなかったのかなと思って実績ゼロとなっているわけですが。実績ゼロなんでしょう。

○議長（阿部幸夫君） 伊藤選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（伊藤政宏君） 外部立会人の要請につきましては、25年に制度化されてから今まではゼロです。

○議長（阿部幸夫君） 色川晴夫議員。

○13番（色川晴夫君） 立ち会いがないということは、投票しなかったということでしょう。違うんですか。それとはまた別なんですか。外部立ち会いというのは、済みません、そもそもどうなんですか。

○議長（阿部幸夫君） 伊藤選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（伊藤政宏君） 外部立会人制度ができた経緯でございますが、25年に北九州市の老人ホームで、職員の方が不在者投票をする際に候補者を職員の方が書いたということで、公職選挙法違反で逮捕されています。そういうことがありまして、投票の際の立会人については施設以外の方を立ち会わせて、不在者投票の公平性を確保するということが目的で制度化されたものでございます。

以上です。

○議長（阿部幸夫君） 色川晴夫議員。

○13番（色川晴夫君） わかりました。私の聞き方がちょっとまずかったのかなと思いますけれども。

そして、今回1回1万900円以内だと、このようになっておりますけれども、仮にそういうふうなこういう事案があったとなった場合、病院に行くわけですが、そのときは1回なのか、または時間で案分するということになりますけれども、その時間というのは投票の方が1人、2人、その時間の中だけで計算するのか、1回行けば1回なのか。その辺の報酬というか費用弁償というのはどうなるわけですか。

○議長（阿部幸夫君） 伊藤選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（伊藤政宏君） 宮城県で外部立会人選定等に係る事務取扱要綱というものを定めておまして、1日当たりの従事時間が7時間を超えた場合は満額1万900円の支払い。それから、従事時間が7時間以下の場合は、実際1万900円を、勤務時間が8時半から5時までなものですから、1万900円を8.5時間で割った1時間当たりの金額に従事時間数を掛けて出た額を支給するようになります。ただ実際、例えば5人投票したとしても、1人3分もあれば不在者投票なんていうのは終わると思いますので、1時間にも満たないというのが現実だと思います。その際には、1時間未満の場合は1時間に切り上げて報酬を支給するというので、要綱で定められております。

以上でございます。（「わかりました」の声あり）

○議長（阿部幸夫君） よろしいですか。他に質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第34号を採決します。本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（阿部幸夫君） 起立全員です。よって、議案第34号松島町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正については原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第35号 松島町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

○議長（阿部幸夫君） 日程第4、議案第35号松島町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題といたします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。討論を終わります。

ここで暫時休憩いたします。

午前10時45分 休 憩

午前11時10分 再開

○議長（阿部幸夫君） 会議を再開します。9番太齋雅一議員、体調不良のため早退の届け出がありましたので、お知らせいたします。

これより、議案第35号を採決します。本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（阿部幸夫君） 起立全員です。よって、議案第35号松島町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正については原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第36号 松島町介護保険条例の一部改正について

○議長（阿部幸夫君） 日程第5、議案第36号松島町介護保険条例の一部改正についてを議題といたします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第36号を採決します。本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（阿部幸夫君） 起立全員です。よって、議案第36号松島町介護保険条例の一部改正については原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第37号 町有財産の無償貸付けについて

○議長（阿部幸夫君） 日程第6、議案第37号町有財産の無償貸付けについてを議題とします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございませんか。4番赤間幸夫議員。

○4番（赤間幸夫君） 私は参考までにお聞かせ願えたらという思いで質問させていただきますが、実は、参考資料として町有財産土地の無償貸付一覧というのが出ています。町側としては、この無償財産いわゆる無償貸し付けという形での基準というんですかね。捉える視点というんですかね。そういったものが何か明記されたものとして載っているんですかね。あく

まで貸し付け申し出者側との話し合いでのみ対応してきているのか。その辺の確認をちょっとさせてほしいんです。お聞かせいただけますか。

○議長（阿部幸夫君） 千葉総務課長。

○総務課長（千葉繁雄君） まず、参考資料にあります下の3つの施設につきましては、財産の交換及び譲与等に関する条例第4条の2のところで、行政財産である土地の無償貸し付け、減額貸し付け等の規定がございまして、地方自治法の第238条の4第2項の規定により、行政財産である土地を貸し付けるときはこれを無償または時価より低い価格で貸し付けることができる。具体的にはこの規定を適用して、この3施設については無償貸し付けにしているところです。地方自治法の第238条の4の第2項につきましては、まず第2項の第4号になりますが、行政財産のうち庁舎その他の建物及びその附帯施設並びにこれらの敷地について、床面積または敷地に余裕がある場合として政令で定める場合において、地方公共団体以外の者にその余裕がある部分を貸し付けることができると規定しております。参考資料の下記の3施設につきましては、保健福祉センター内の敷地にあります福祉関係の施設ということで、もともと当該地については、かつて健康と憩いの村構想ということで福祉センターを拠点として利用することで整備したところですので、行政財産の目的を効果的に達成するためという施設になりますので、そうした判断から、この3施設については無償貸し付けの規定を適用したところでございます。

以上です。

○議長（阿部幸夫君） 赤間幸夫議員。

○4番（赤間幸夫君） 3施設はわかりました。1番上のほうについてはどうなんですか。スポーツ施設関係の。

○議長（阿部幸夫君） 千葉総務課長。

○総務課長（千葉繁雄君） まず、一番上のこれは、いわゆるフットボールセンターのところになりますが、これは最近のものでは23年11月28日に、これは普通財産として扱っていますので、普通財産の規定ですと、先ほど申し上げました行政財産とは異なりまして、貸し付けできるところというのが公共団体であるとか、松島町以外の地方公共団体であれば無償貸し付けできますが、そうでない団体ということになりますので、条例に定めのない貸し付けということで議会の議決を得たということで、目的に関しましては参考資料にも記載しておりますとおり、地域振興ですとかスポーツ振興の観点から活性化が図られるということで、当時無償貸し付けの議決を得ているところでございます。

以上です。

○議長（阿部幸夫君） 赤間幸夫議員。

○4番（赤間幸夫君） これで最後にしますが、この4施設を中心に見たときに、松島町が今後総合計画等を立てながらこの地を何らかの形で利用したいといった場合には、相手方がある話ではありますが、返還を一定の期間を置いて求めるということの考え方は可能なんですか。その辺はどうなんですか。

○議長（阿部幸夫君） 千葉総務課長。

○総務課長（千葉繁雄君） これは地方自治法にもありますけれども、もし公共用ということで活用することになれば、返還を当然求めることは制度上できますが、それは個々のそのときの判断によると思いますけれども、制度上はできるということになっております。

以上です。

○議長（阿部幸夫君） 他に質疑ございませんか。11番菅野良雄議員。

○11番（菅野良雄君） 全協のときも聞きましたけれども、長年の懸案であった海岸駅整備ということで、スタートしたということでは大変うれしいことではありますが、しかし公有財産の売却とか無償貸し付けについては日本各地で監査請求等、それから訴訟問題なんかも起きておりまして、非常に住民には関心の高い問題だと思っております。私たち議会としてもしっかりと監視しなければならないということで、できるだけ町民に対して私ども説明責任を果たすためにもきちっと納得した答弁が欲しいなと思って、少ししつこいようですが、また質問させていただきたいと思っております。

まず初めに、この議案は町有財産の無償貸し付けについてということになっておりますけれども、自治法では公有財産ということで、公有財産は普通財産と行政財産とに分かれておって、自治法には町有財産という文言は出ていないんですけれども、間違いではないと思いますけれども、契約書でも町有財産の無償貸し付けとなっておりますので、その辺は間違いないでしょうか。

○議長（阿部幸夫君） 佐々木企画調整課長。

○企画調整課長（佐々木敏正君） 間違いはございません。

以上でございます。

○議長（阿部幸夫君） 菅野良雄議員。

○11番（菅野良雄君） 次に、この貸付用地は行政財産なのか、普通財産なのかということを確認ですが。

○議長（阿部幸夫君） 佐々木企画調整課長。

○企画調整課長（佐々木敏正君） 県から無償譲与を受けた土地につきましては、行政財産として管理をしていく考えでございます。

以上でございます。

○議長（阿部幸夫君） 菅野良雄議員。

○11番（菅野良雄君） わかりました。普通財産に関しましては、自治法238条の5で貸し付け、交換し、売り払い、譲与もしくは出資の目的として、またはこれに私権を設定すると定められており、比較的貸し付けは自由にできるのではないかと思います。一方で、行政財産を貸し出しすることについては、同じく自治法238条の4で非常に制約があって、制約はあるけれども貸し付けができるということになっております。また、その財産の交換、譲与等に関する条例第4条においても、普通財産はこれが無償、時価よりも低い価格で貸し付けができると定められておりますけれども、第4条2項において、行政財産である土地を貸し付ける時も、これが無償または時価よりも低く貸し付けができると定められておりますので、無償貸し付けはできると思いますけれども、この無償貸し付けできる部分というのが何条何項ということになっているのかということを示していただければと思います。

○議長（阿部幸夫君） 佐々木企画調整課長。

○企画調整課長（佐々木敏正君） お答えいたします。

財産の交換、譲与等に関する条例の第4条の2、こちらの条文の中に無償で貸し付けることができると記載されておりますので、こちらの条文をもって無償貸し付けを計画したものでございます。

以上でございます。

○議長（阿部幸夫君） 菅野良雄議員。

○11番（菅野良雄君） わかりました。そのとおりですね。

全員協議会でも質問があった際に、あそこは無償譲与される前には県の土地で、普通財産だったとお聞きしました。であれば、今のやりとりの中であったように、普通財産であれば県でも貸し付けすることができたのではないかと思います。なぜわざわざ無償で松島町にということになったのかということですが、全協の答えでは、松島町が整備しやすいということで無償譲渡したということですが、その辺ももう一度、はっきりとお答え願えればと。

○議長（阿部幸夫君） 佐々木企画調整課長。

○企画調整課長（佐々木敏正君） お答えいたします。

県でも貸し付けに関しましては可能でございます。ただ、それが無償での貸し付けができなくて、あくまで有償での貸し付けはできますということが県の回答でございました。これにつきましては、提案のときの説明でも説明させていただきましたが、有償での貸し付けまたは土地の売買に関しまして、3者包括連携協定に基づきまして3分の1ずつの費用負担が求められるというところでございます。であれば、宮城県では、町で今後駅の整備とあわせまして松島海岸駅一帯を町の考えで自由度の高い計画にさせていただいて、地域の活性化や観光の振興に寄与していただきたいということで、県から無償で町へということの申し出があったものでございます。

以上でございます。

○議長（阿部幸夫君） 菅野良雄議員。

○11番（菅野良雄君） そこが私にとってはちょっと納得できないところで、今の自治法の中でも普通財産は無償貸し付けできるということですので、県の条例なんかを見ても無償貸し付けできたのではないかと。なぜ県の普通財産が有償になるのかというところがなぜなんだろうなということで、私が納得できないところはその辺があって、質問ということになっているんです。代表監査委員が宮城県のOBですから契約に詳しいですから聞いてもいいんですが、急に振られても大変だと思いますので。そこが納得できるような答弁が欲しいなということです。

○議長（阿部幸夫君） 佐々木企画調整課長。

○企画調整課長（佐々木敏正君） お答えいたします。

宮城県の条例でございます。財産の交換、譲与等に関する条例というのが宮城県条例でございまして、そちらの第3条の中で無償による譲渡がございます。その中の第1項の中に、公用、公共用ということで記載がされておまして、要はJ R 東日本の駅舎がこの公用、公共用と見られないというところの宮城県の判断でございます。

以上でございます。

○議長（阿部幸夫君） 菅野良雄議員。

○11番（菅野良雄君） 確認しますけれども、J R の駅舎は公共用とみなされないということですか。

○議長（阿部幸夫君） 佐々木企画調整課長。

○企画調整課長（佐々木敏正君） はい、J R 東日本、東日本旅客鉄道株式会社でございますの

で、一企業という扱いになります。

以上でございます。

○議長（阿部幸夫君） 菅野良雄議員。

○11番（菅野良雄君） 今までの説明の中で、駅舎が完成しても貸し付け10年だか何だかという話は説明を受けました。そうなった場合には、松島町は公用じゃなくても、県と比べて同じような形になるんですけれども、松島はそれでよいということになるんですか。

○議長（阿部幸夫君） 佐々木企画調整課長。

○企画調整課長（佐々木敏正君） 松島におきましては、公用もしくは公共用または公益の事業に供する事業ということでございます。松島海岸駅は当然町民の方も多く使います。また、松島を訪れる観光客の方も利用される駅でございます。こういった観点から、公益事業の用に十分該当するであろうということで、町で計画したものでございます。

以上です。

○議長（阿部幸夫君） 菅野良雄議員。

○11番（菅野良雄君） 県でも、県民の利用、観光用利用と、同じような感じなんですよ、私から考えれば。（「そうだ」の声あり）そこをなぜ、そっちはだめでこっちはいいんですかということが、聞かれたときに答えようがないという。私は、同じなんだけれども、松島町は無償で貸し付けできるんだよと、県ではできないんですという話になるのかなということなんです。そこがいまいち納得できなくて質問しているわけなんですけれども、そこだけ明快になれば問題はないかなとは思いますが、いかがでしょうか。

○議長（阿部幸夫君） 熊谷副町長。

○副町長（熊谷清一君） 今担当課長から説明があった貸し付けのことについての、県の条例と町の条例の表現が違います、内容が違うということで、県のほうは公益性というかそういうところについては、これはできないという表現。それで、松島町は公益はできるという表現の条例の中身になっていることによって、県の取り扱いとしてはＪＲ、株式会社については対応できないと。松島町は公益ということであるとすればできると。そういう解釈、条例の中身になっていますので、そういう対応をさせていただいているということでもあります。

○議長（阿部幸夫君） 菅野良雄議員。

○11番（菅野良雄君） 同じようになるんだけれども。松島町は町民の利用、それから観光客の利用ということで無償貸し付けができるんだよと。県から考えても、県民の利用でしょう。そして観光客の利用といっても、宮城県だって観光施策を一生懸命進めているという中にお

いて、なぜ宮城県では無償で貸し付けられないのかということなんですよ。お願いします。

○議長（阿部幸夫君） 熊谷副町長。

○副町長（熊谷清一君） 同じ案件について、町は解釈できるのになぜ県は解釈できないかと。

そこは何回も繰り返しになりますけれども、県の取り扱いの中でははっきりできないとなっているので、それは県の条例の中でうたわれていると。確かに県民とかいろいろあるかもしれませんが、県の条例の中でそのようにうたわれているので、県としては今の段階ではできないという話。ただし、町にこういうふうに来た場合には、町の条例では対応できるとなっていますので、同じ案件なんですけれども、そういうことで、県と町の取り扱いの仕方が違うと。何回も同じような説明になるかと思いますが、そういう内容になります。

○議長（阿部幸夫君） 菅野良雄議員。

○11番（菅野良雄君） それ以上は答えは変わらないと思うので、それでやめますけれども。

次に、無償貸付期間は10年間という話があったんですが、この貸付契約は令和4年3月31日までとなっております。駅舎完成後も町の土地に今度はひっかかってくるわけでしょう。そうした場合に、その後の契約というか条件はどうなるのかなと思いますので、お聞かせください。

○議長（阿部幸夫君） 佐々木企画調整課長。

○企画調整課長（佐々木敏正君） お答えいたします。

今回提案させていただきました無償貸し付けに関する議案でございます。こちらは配付させていただいております資料2で貸付面積がございます。提案理由の説明でもお話ししましたが、こちらは令和4年3月31日までこの896平米を貸すということになります。これは、工事期間中、この仮設に要する、仮駅舎の建設に要する用地を無償で貸し付けるものでございまして、駅舎が完成した後は、また改めて面積を算出し直して、その面積で無償貸し付けの議案を提案させていただきたいと考えてございます。ただ、今の段階では駅舎が建っておりませんので、駅舎の建設が完了した時点で確定した面積をJRで測量し、その面積について貸し付けをする計画でございます。

以上でございます。

○議長（阿部幸夫君） 菅野良雄議員。

○11番（菅野良雄君） わかりました。

これはあくまでも想定の話ですけれども、例えば駅前の無償譲渡された土地を公共用、観光用として借りたいという人が出てきたときには、借りられるということになりますか。借り

られませんということになりますか。条件にもよるんだと思いますが、その辺はいかがなですか。

○議長（阿部幸夫君） 佐々木企画調整課長。

○企画調整課長（佐々木敏正君） 今回のＪＲとは別の方がというご質問でよろしかったでしょうか。（「はい」の声あり）それに関しましては町の行政財産になりますので、管理条例に照らし合わせながら、その都度都度判断していくことになるかと思います。

以上でございます。

○議長（阿部幸夫君） 菅野良雄議員。

○11番（菅野良雄君） わかりました。

1つ全協で聞くのを忘れていたんですが、品井沼の駅前の町有地は普通財産なんですか。行政財産なのか、どっちなんでしょう。

○議長（阿部幸夫君） 佐々木企画調整課長。

○企画調整課長（佐々木敏正君） 品井沼駅の駅前の広場のことでしょうか。

○11番（菅野良雄君） 今駐車場として利用されている、町から借りている部分ですね。

○議長（阿部幸夫君） 佐藤財務課長。

○財務課長（佐藤 進君） 株式会社品井沼ステーション、そちらに貸している部分は普通財産であります。

以上でございます。

○議長（阿部幸夫君） 菅野良雄議員。

○11番（菅野良雄君） あそこは町がＪＲと契約して、何というんだ、業務委託して、切符を売ったりなんだりしてやっているということなんですが、その中に有限会社というのを設立させて、今度は町と会社で契約して今仕事しているんですけども、あそこでは四十数万の土地代を支払っているはずですが、今このいろんな資料が出て、無償貸し付けされているところもあるし、品井沼駅前のように有償でということになっているところもありますので、なぜあそこは有償なのかということなのね。公的な、公共的なということでないのか。それとも一企業の利益のためだという判断で有償なのかということ。どっちなんでしょう。

○議長（阿部幸夫君） 佐藤財務課長。

○財務課長（佐藤 進君） 品井沼ステーションさんに貸している土地につきましては有償ということで菅野議員もご存じだと思うんですが、そちらの品井沼ステーションさんで利用しているのが、いわゆる駐車場として利用していると。駐車場利用の方から使用料というか利用

料の収入も得ているということもあって、当時のいきさつはわかりませんが、そのほかに町としても品井沼ステーションさんに運営補助金も出しているということで、いわゆる企業としての収益も上がっているということで有償になったという、ちょっと私の記憶ですが、補助金とか貸し付け、その辺を含めて有償の貸し付けということで記憶している状況でございます。

以上でございます。

○議長（阿部幸夫君） 菅野良雄議員。

○11番（菅野良雄君） スタートの時点では無償だったんですけれども、議会の議員さんからの指摘があつて有償になったという経緯があるんです。一方では、そういう指摘があつて普通財産でも有償にした、一方は無償だという、いろんなことがあるのでね。品井沼駅前も、企業が利益のためというものの、やっぱり地域住民の、中学生も含めて高校生もですが、町民が利用しているんですよ。町民以外も利用していますけれども町民が使っているということで、そして通勤、通学の方々の駐車場として使っていると。そのために地域住民がお金を出し合つて、最初は株式会社だったのが今は有限会社になったのかな、よくわかりませんが、そういう中で、大して利益も上がらないところで、無償で借りて駐車場で利益を上げて何とかチャラにしようということでスタートしたはずなんですけど、今はそういうわけで80万か90万の補助金をもらつて、その中から40万くらいを払っていたと思うんですが、けれども、私にすれば、やっぱり公平性とか平等性から見たら、同じように無償でもよかったのではないかなと思いますけれども、余り難しいことを言うと、じゃあ返してくださいというようなことを言われるかもしれませんのでこれでやめますけれども、その辺の、何というか有償、無償の区別というかその辺、何か考え方があればお聞きしたいと思います。

○議長（阿部幸夫君） 熊谷副町長。

○副町長（熊谷清一君） 1つの考え方の1つで、今いろいろお話ありましたけれども、やはり町で土地を有償でお貸しして、なおかつその土地で、例えば株式会社であれ有限会社であれ誰であれ、第三者の中でやっぱり収益を受けている。収益を受けている根本的なところが町民といえども限定された方々であると、利用されている方は、駐車場でありますので。そうした場合には、やはり全体的な公共性がフリーな状態ではなく、ある程度限定されたところかなという認識を持っています。そういう意味で、お金がちょっと高いか安いかなというのは、そこはいろいろと今後話し合いのテーブルには乗せられるかなとは思いますが、ただ、考え方としては、そういう場合にはやっぱり有償という考え方は、当然そういう考え

方として持っていきたいと思います。

○議長（阿部幸夫君） 菅野良雄議員。

○11番（菅野良雄君） わかりました。ただ、何回も言うように、例えばこのスポーツ施設だって決して利益を上げておりませんということではないと思いますし、全部それなりの利用料を取ったりなんだりしているわけで、どこも違いはないんじゃないかなと思います。同じような仕事をやっていて、一方は無償、一方は有償ということでは、やっぱり平等性ということで、公平性ということではどうなのかなという思いがしますので、そういうことを申し上げて終わります。

○議長（阿部幸夫君） 他に質疑ございませんか。8番今野 章議員。

○8番（今野 章君） 今の問題は全協でも説明を受けたわけですがけれども、宮城県がやっぱり無償で町に譲渡する方法しかなかったというお話なんですけれども、どうも私は昔のことを思い出すものだから、だまされているのではないかという気がしてしょうがないのね。今説明を聞いて、条例上いたし方がないと、こういうことなんだろうなと思うんですが。どうしても駅前海岸駅は、今回19億何がしの総事業費をかけてバリアフリー化すると、町がそのうち6分の1ぐらいの負担だと、こういうことでやるわけですがけれども、その先がね、今回無償譲渡された土地を駅前整備として町が整備をするよと、こういうお話なわけでしょう。そうすると、やっぱり譲渡を受けたほうがよかったのかどうなのかなというのはどうしても残るんですね。結局、駅前整備の責任が町だけに押しつけられはしないのかと。今お話があったように、世界から、全国からそれこそ観光客も来る、そういう日本三景の松島の玄関口で、ここに宮城県が本当に責任を果たしてくれるんだろうかと、そういう思いがしてならないんですよ。前も話しましたがけれども、今までも東北観光開発センターですか、あそこでいろいろ不正なことがあったときに、結局松島はパノラマラインを約3億かけて買わされたんですね。いろいろ条件があったのはわかりますけれども、それでも押しつけられた格好で買わされている。しかも土地じゃなくて、言ってみればアスファルトを買ったようなものですよ。そういうこともあって、何か問題は、宮城県は町に押しつけられれば解決するんじゃないかと、こう思っているんじゃないかと思っちゃうんだよね。福浦橋もそうでしょう。何か古くなってきてだんだん直さなくちゃならないとなったら、それも、じゃあ安くやるからまず買えやみたいな、ただで上げますよみたいな話になってくる。結局橋を修理するときには一生懸命基金を積み立てて、今はいっぱい人が渡っているから基金もたまっているでしょうけれども、押しつけてやっぱりやってくると。取り上げたものをそうやってね。取り上げたんで

すよね、あのパノラマラインも歴史的には、福浦橋も。それでいて都合が悪くなると町に押しつけてくるという、こういうやり方になっているわけで、今回もいろいろＪＲの事業にかかわって仕事を進める上でいたし方なかったというそういう問題はあるのかもしれないけれども、もっともっと先のことを考えると、結局海岸駅前整備そのものは町の責任で押しつけられてせざるを得ないのかと、そんな思いがしてならないんですけれども、その辺について、もし町長の所感なりなんなりがあればお聞かせをいただきたい。

○議長（阿部幸夫君） 櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 議員から前段、福浦橋の問題とか、パノラマラインは私も議員としてかかわっていましたが、福浦橋の件についてはちょっとわかりませんが、県から押しつけられたのじゃないかという過程についての、ここで意見はちょっと私も言えませんが、ただ、今議員から言われています海岸駅前につきましては、これはあくまでも議論は県からも乗っていただいて、国とＪＲと話を結んでここまで来ていると。ですから、県が全てを投げ売っているわけじゃなくて、町に相談し、町もまた相談してここまで持ってきていると。これがやっぱり三者協定を結んで全国にも例のないぐらい、多分１つの駅に県が１つの件として３億以上の金を出すというのは、多分ないんだろうと思いますね。こういった過程を今踏まえてここに来ていると。

この間５月３０日にＪＲの坂井支社長からやっとプレス発表されて、いろいろその後マスコミ等でテレビ報道されて、松島海岸駅というのが今度はリニューアルということで大幅にクローズアップされてきたと、こうなってくると思うんです。今、あそこの松島海岸駅については、駅舎が完成すればそれで終わりということではありません。

いろんな方々にご迷惑をかけるようなこともあるので、余り差し支えないように言いますが、駅広に関してはやはり今度は駅から４５号のほうに行く歩道に関しても、今の歩道で果たして本当に広さがどうなのかという問題等が今度出てまいります。そこでバリアフリーというものが出てきますので、このバリアフリーの基本計画の中で駅前広場を整備していかなくちゃならない。そういったことも考えていきますので、決して町だけの考えで単独で走るとかそういうことじゃなくて、ＪＲ、県等と意見交換をしながら最終的な形、これは、駅舎が完成して、その後の完成形が１年で終わるか２年かかるかはちょっとわかりませんが、予算的なものの配分も踏まえてこれからやっぱり考えていく必要があるんだろうと思います。そういったことは、私とすればいい方向のイメージを頭の中でイメージしたキャンバスで持っていくという方向になると思います。

もっと前に内田町長があそこの駅前商店街を何とかしたいということで、ここに補助金を出して整備したことがあったと思いますけれども、それらについてもまた今後にも必要になってくるのかどうかは知りませんが、そういうときにもう来ているんだろうと思うんですね。

それからもう1つは道路の問題で、45号の歩道に関しても、例えば交番側の歩道が今の広さでいいのかとか、それから歩道の反対、海側のほうに渡るときにあの歩道の場所でいいのかとか、こういったものも総体的に皆考えていかなきゃならない。そうすると駅広を使って、今は利用しているタクシー会社の方、それからいろんなバス会社の方々、民間の会社等ありますので、当然ホテルの送迎等も踏まえて、一般乗降客も踏まえてここはいろいろ考えていかなきゃならないと。そういった中でいろいろなものを計画していく。決して県から押しつけられて町があっぴあっぴしていくということとはございませんので、よろしくご指導をお願いいたします。

○議長（阿部幸夫君） 今野 章議員。

○8番（今野 章君） 県から押しつけられたという話が今回もそうだということではないんだとは思っています。ただ、そういう歴史もあってやってきた中での話なので、私としてはそういう思いも拭き切れないというお話なんですけれども。

それで、結局その3者連携協定の中で今後もそういう駅前整備も進めていくと、こういう内容として理解していった方がいいのかどうかですね。その確認も1つお願いします。

○議長（阿部幸夫君） 佐々木企画調整課長。

○企画調整課長（佐々木敏正君） お答えします。

宮城県、JRと町と結びました3者連携協定、この中で、駅舎だけではなくて松島周辺でございますので、今回のこの駅前広場についても既に議論は始めております。

以上でございます。

○議長（阿部幸夫君） 今野 章議員。

○8番（今野 章君） わかりました。

それから、今回無償譲渡いただいた土地なんですけれども、実勢の価格で幾らぐらいなのか、その辺わかれれば教えていただきたいなど。当然財産台帳に載るから出ていますよね。

○議長（阿部幸夫君） 佐々木企画調整課長。

○企画調整課長（佐々木敏正君） 実勢価格でございますが、こちら路線価のほうから持ってきております。約でお答えさせていただきます。5万6,000円、こちら平米単価となっております。

ます。

以上でございます。

○議長（阿部幸夫君） 今野 章議員。

○8番（今野 章君） 掛け算して教えてください、総額。

○議長（阿部幸夫君） 佐々木企画調整課長。

○企画調整課長（佐々木敏正君） 5万6,000円掛ける今回の896平米で、済みません、2,000です、約1億2,000万円となります。

○議長（阿部幸夫君） 今野 章議員。

○8番（今野 章君） 大変な土地をいただいたなと。ただより高いものはないという話もありますけれども。

その一部を将来的にはJ Rにお貸しになると、こういうことなんですが、無償貸し付けということなんですけれども、将来的にも結局無償で貸し付けるという方向性だというたしか全協での答弁だったと思うんですが、やはり固定資産税なりなんなりを取らないのかなという気がするんですよ、貸付分ぐらいはね。その辺の考えはどうかかなと。

もう1つお聞きしますけれども、いわゆるJ Rから来ている固定資産でいうと、本町はどのぐらい来ているのか教えてください。国有資産提供の関係でありますよね、何ぼ来ているかというのが。

○議長（阿部幸夫君） 佐藤財務課長。

○財務課長（佐藤 進君） 大変申しわけないんですけれども、固定資産税ですと、J Rは株式会社全てになっていまして、土地、家屋、あと償却資産と。償却資産は大臣配分ということで来ますので、全て合わせて町内にあるJ Rの所有、来ますので、あと今ちょっと手持ちに持っていないもので、幾らJ Rに来ているということはちょっと答弁できない状態でございます。

以上でございます。

○議長（阿部幸夫君） 今野 章議員。

○8番（今野 章君） わかりました。大臣配分でも何でも町に来ているわけでしょう。だから、それについてちょっと全体でいいですから教えてください。後でよろしくお願いします。

やっぱりいろいろ国鉄から民営化されるという流れで、J Rの固定資産税のかけ方も今のようになっているんだと思うんですが、新たに貸し付ける分ぐらいの固定資産税分ぐらいは取れるぐらいのことは考えないのかどうかですね。町で貸し付ける分ですよ。やっぱり

町長は口を開けば金ない、金ないと言っているわけですよね、言ってみれば。本当にそうなんです。そういう意味では、やっぱり取れるところ、取るべきところからきちんと取るということもぜひ考えていただきたいと私は思うんです。だから、そういう意味では、10年以降は宮城県との関係で町が判断できるんでしょうから、10年目までは県との約束でも取れないと。しかし、それ以降は取れるということなので、そのところはやっぱりしっかり考えて取っていただきたいと思うんですが、いかがでしょう。10年も先のことはわからないと言われればそのとおりなんです。ぜひ取っていただきたいと思うんですが、いかがですか。

○議長（阿部幸夫君） 佐々木企画調整課長。

○企画調整課長（佐々木敏正君） お答えします。

3年後に面積は小さくなりますけれども、10年後、その小さくなった面積についてＪＲのほうに無償譲与する計画でございますので、10年目以降につきましてはＪＲの土地となりますので、固定資産は入ってくるような形にはなるかとは思いますが。

以上でございます。

○議長（阿部幸夫君） 今野 章議員。

○8番（今野 章君） 貸し付けじゃないんですね。譲与してしまうんですか。（「そうです」の声あり）そうだったんですか。貸し付けると聞いていたような気がしたので。わかりました。そうすると、それは大臣配分の中で来るということだよね。そうすると非常に下がっちゃうんだよね。だから、大体貸し付けのほうが、そうするといいんじゃないですか、無償譲与よりは。どうなのでしょう。

○議長（阿部幸夫君） 佐々木企画調整課長。

○企画調整課長（佐々木敏正君） もう一度整理します。

令和3年3月31日までは、この896平米、今回提案させていただいたこの面積で無償貸し付けいたします。令和4年3月31日の時点で、今度は4月1日から駅舎のほうの面積、新たにＪＲが測量した駅舎を建てたその面積に関して、残りの7年間、要は今回から10年目までは、駅舎の面積について無償の貸し付けをいたします。10年目が、宮城県との今回の無償譲与を受けた制限がありますので、10年目を過ぎた以降については、その駅舎の建っている面積分についてＪＲに無償で譲渡をするものでございます。今後は、その10年目以降はＪＲの駅舎として管理していただきますようにということで、金曜日の提案の中でも私が説明したかと思えます。

以上でございます。

○議長（阿部幸夫君） 今野 章議員。

○8番（今野 章君） それを無償譲渡する理由というのは何なのですか。何か無償譲渡じゃなくても、売るにしても、やっぱりきちんと売買したほうがいいんじゃないのかなという気がするんですけども。むしろ貸し付けたほうが長期にわたって収入を得ることはできますからね。その選択というのはいろいろあるんだと思うんですが、10年後も無償で譲ってしまうというのはどうしてなんですか。それは宮城県との約束では10年間は守らなくちゃならないけれども、それ以降は、宮城県から無償譲渡された土地を無償で売らなくちゃいけないという条件はないわけでしょう。譲らなくちゃいけないということはないわけでしょう。だから売ってもいいわけだよね。なぜ売らないのですか。

○議長（阿部幸夫君） 熊谷副町長。

○副町長（熊谷清一君） 考え方の1つでは売ってもいいと。ただ、今度売ることになると、やっぱりそこには町も県も費用負担が発生すると。さっき言った3分の1ずつみたいなことになります。だから、その3分の1ルールを使っていくか、この駅前広場の土地をやっていく上で、この3分の1ルールを使って土地代を売ることによってJ Rが費用負担が出る。それについて今度のJ Rの施設の整備もそうですけれども、3分の1ルールというか連携で費用負担が発生する要因の1つになると解釈しています。そういうことから、そうしないで、適正な維持管理をしてもらうために所有権をそのままその部分についてはJ Rの敷地にと考えています。

○議長（阿部幸夫君） 今野 章議員。

○8番（今野 章君） 何か3分の1ルールというけれども、それは今回でしょう。しかも国が入って3分の1ずつでしょう。県と町が3分の1の大きさが全然違うでしょう。今回は6分の1でしょう、町は。3分の1になったときは物すごい大きい金額になるんですよ、町の負担というのは。だから、金がない、金がないと言いながら、取るべきところから取らないというのは、やっぱりおかしいんじゃないかと思うんですよ。売れるときにはしっかり売るし、あるいは売らないで貸すのであればしっかり貸すという考え方が必要なんじゃないかと思うから聞いているわけですよ。全てが3分の1ルールでいくんですか、そうするとこれからの駅前整備というのは。その辺はどうなんですか。

○議長（阿部幸夫君） 熊谷副町長。

○副町長（熊谷清一君） 今回の3分の1ルールというか、6分の1だったり3分の1だったり

するわけですが、3者連携でやっていくわけですが、先ほど言いましたけれども、駅前広場については、今県といろいろお話をしています。これも本当は3者協定の中で駅前広場も整備できるようにということで、今話をさせていただいております。そういう中で、この辺の駅の将来10年以降の取り扱いについては、いろんな話し合い、JRだったり県であったり町であったり、そういう話し合いの中で、でき上がった駅の10年以降の土地については、無償でJRの敷地にというようなやりとりの中ではあるようです。この辺のところも踏まえて、ただ、町としてやっぱり有償、そして貸し付ける考えも1つあるんじゃないかということもありますけれども、この事業を進めていく上で、やっぱりこのところの敷地、JRに対する敷地、無償貸し付け、この辺と事業の進捗その他もろもろを踏まえた場合に、ここは無償でJR敷地にやるのが適当ではないかという1つの判断で事を進めております。

○議長（阿部幸夫君） 今野 章議員。

○8番（今野 章君） JRの敷地を借りるときに無償で貸すというのは、なかなかなかったりするんですよ。自治体なんか何でもかんでも負担されることのほうが多いでしょう。私はそう思っているんです。だからそういう意味では、ちゃんと取るべきところを取るという姿勢が大事なんじゃないかなと思います。10年先のことなので、今の町長が町長をしているかどうかともわからないし、私もいるかどうかともわからないからだけれども、今から無償で譲渡しますよと決めておくことはないんじゃないかと思うんですが。

思いますと言って、じゃあ終わります。

○議長（阿部幸夫君） お諮りいたします。

議案第37号質疑中ではございますが、ここで昼食休憩に入りたいと思います。

再開を13時といたします。

午後0時00分 休 憩

午後1時00分 再 開

○議長（阿部幸夫君） 会議を再開します。

午前の今野 章議員の質疑に対して答弁がありますので、答弁から入りたいと思います。佐藤財務課長。

○財務課長（佐藤 進君） 先ほど今野議員さんから、JR東日本の固定資産税に係る資料の提出というご質問を受けたところでございますが、1企業の情報になりますので、答弁並びに

資料の提出はできませんので、ご理解のほどよろしくお願ひしたいと思います。

以上でございます。

○議長（阿部幸夫君） 他に質疑ございませんか。13番色川晴夫議員。

○13番（色川晴夫君） ちょっとお願ひというようなことも含めながら。

今回の無償貸し付けなんですけれども、令和4年3月31日までの契約ということで、工事が本当に無事故で立派に完成することを祈るわけでありますが、この資料の中の契約書、この中に、当然工事する場合に、8条、9条という部分がございます、8条は財産の保全業務ということが記されております。8条は善良な管理者としての注意を払って貸付財産の維持保全に努めなければならないと。それから、9条は原状回復ということでありまして、ここに工事終了後は、甲すなわち、J R東日本は松島町の検査を受けなければならないと、このように記されております。

今回の無償譲渡でこの図面にあります県からの無償譲渡のうちの896平米をJ Rに無償貸し付けするわけでありますが、この部分の契約ということになると思うんですね、文面から見たら。そのほかに、この県からの無償譲渡された部分が雑種地ですか、この駅前広場はかなり広いわけでありまして。その工事期間中、恐らく工事車両からいろんな車両が多く入るかなと思うんですね。そういう中で、もし傷みとかそういうものが生じなければいいんですけれども、生じる場合のそういう原状回復ということもこの契約書の中には含まれているのかどうかということで、お聞きしたいなと思いますけれども。

○議長（阿部幸夫君） 佐々木企画調整課長。

○企画調整課長（佐々木敏正君） お答えいたします。

こちらの契約書の第8条の財産の保全業務等につきましては、工事期間中、今回町がJ Rにお貸しするこの896平米につきまして、お貸しした範囲内で作業に関して破損等ができれば、それはJ Rの責任において修繕していただくよう第8条に明記したものでございます。なお、第9条のこの原状回復につきましては、仮駅舎の基礎を打つときに、アスファルトの中に基礎を設置したりですとか、あとは工事ヤードを区切るための万能鋼板のときに鉄筋を刺したりとか、アスファルトに穴をあけて固定するものですから、それらを外す際は全てアスファルト復旧ということで記載をしたものでございます。

また、今ご質問のときに作業者の出入りですとかそういった重機の通行により生じた破損についても、随時立ち会いをしまして、こちらはJ Rで補修をお願いするような形で、そこらは打ち合わせの中で済ませております。

以上でございます。

○議長（阿部幸夫君） 13番色川晴夫議員。

○13番（色川晴夫君） それはそうでしょうね。当然それは契約書の中にうたっている部分でございます。心配なのはこの工事車両、白い部分、雑種地のほう、そっちから工事車両が当然入ってくるんですよ、ダンプから何からね。そういうことも含めながら、工事が終わったら、最終的に松島町が調査しながらここを見なければならないと思うんです。そういう中で、最終的に駅が立派にでき上がったと。その貸し付け以外のこの白い部分ですね、貸し付けしなかった部分、そのもとの復興とか復旧とかそういうことも考えていかなければならない。先ほど町長が、今後のＪＲの駅前広場、駅広の整備なんかも今後考えていかなければならないということを答弁なされましたので、そういうことで、この辺の整備のほうもやっぱり協議しながら、ＪＲさんとかね、考えていってもらいたいなと。特にあそこは道路の真ん中に側溝があるんですね。わかりますか。わかりますよね、雨水の。あそこがかなり傷むんですよ。特に今度の工事期間中に、長い期間ですから相当傷むと思うんです。その部分はここに含まれていませんので、若干含まれていますけれども、ですからその辺の復旧工事、そういうものも含めて、関係３者ですね、県も含めて協議して原状回復していただければいいのかなという思いで今質問させてもらいましたんでよろしくお願ひしたいと思ひますけれども、いかがでしょうか。

○議長（阿部幸夫君） 佐々木企画調整課長。

○企画調整課長（佐々木敏正君） お答えいたします。

今ご質問のありました広場の真ん中を横断するような形の側溝がございまして、これは常日ごろ建設課の維持管理の中で補修をしていただいております。実際に工事が入りましたら、こちらはＪＲだけが工事を管理していくんじゃなくて、町もＪＲも都度都度工程会議がございしますので、その中で補修について話し合っていきたいと思ひます。

以上でございます。（「よろしくお願ひします」の声あり）

○議長（阿部幸夫君） よろしいですか。（「はい」の声あり）他に質疑ございませんか。3番緑山市朗議員。

○3番（緑山市朗君） 1つだけ教えてください。資料2の図面の中のＪＲの海岸駅の駅舎が松島の土地にかかる部分の面積というのは、大体何平米ぐらいなんですか。

○議長（阿部幸夫君） 佐々木企画調整課長。

○企画調整課長（佐々木敏正君） ＣＡＤ上での計測なんですけれども、約130平米でございます。

す。

以上でございます。

○議長（阿部幸夫君） よろしいですか。（「はい」の声あり）他に質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第37号を採決します。本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（阿部幸夫君） 起立全員です。よって、議案第37号町有財産の無償貸付けについては原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第38号 工事請負契約の締結について【町道手樽・富山駅線避難道路整備工事】

○議長（阿部幸夫君） 日程第7、議案第38号工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第38号を採決します。本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（阿部幸夫君） 起立全員です。よって、議案第38号工事請負契約の締結については原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第39号 物品売買契約の締結について【防災行政無線戸別受信機等備品購入】

○議長（阿部幸夫君） 日程第8、議案第39号物品売買契約の締結についてを議題とします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございませんか。2番櫻井靖議員。

○2番（櫻井 靖君） これまでも戸別受信機を各家庭に貸与している部分もあると思うんですけども、こちらは、使いづらいとか聞こえないとか、今余り使っていないという声とかというのはあるのでしょうか。それは全部ちゃんと使われて、ほこりがかぶっている状態に今あるというのはないのでしょうか。そこら辺はどう見えていますか。よろしく願いいたします。

○議長（阿部幸夫君） 蜂谷危機管理監。

○危機管理監（蜂谷文也君） こちらで行政委員さん等に配付させていただきまして、中には、やはり聞こえづらいというご意見もあります。そのような場合はご本人様の意向によりまして安全安心メールに登録していますので、そちらで大丈夫ですという方も中にはいらっしゃいます。そういった方についてはこちらで返却させていただくという場合も、中にはございます。

○議長（阿部幸夫君） 櫻井 靖議員。

○2番（櫻井 靖君） そういった方は、もう1回、機器というのは返されているということなんでしょうか。また、それはそのままになっているという状態はないんでしょうか。

○議長（阿部幸夫君） 蜂谷危機管理監。

○危機管理監（蜂谷文也君） 毎年調査、状況確認をさせていただきまして、聞こえないのでしまっているという方も、中には実際いらっしゃいます。その際には、こちらで真摯に状況等を確認して電波を調査させていただきまして、外部アンテナの使用ということも相談させていただいております。

○議長（阿部幸夫君） 櫻井 靖議員。

○2番（櫻井 靖君） できれば、数が限られているものですから、そういうふうに使われていない状況ということがありましたら、ぜひともほかの人に回すなりなんなりということを勧めただけだと思います。

それから、このダイポールアンテナ、こちらの設置というのは業者さんがするのでしょうか。それとも戸別に各家庭の方がやっているのでしょうか。どちらのほうが行っているのでしょうか。

○議長（阿部幸夫君） 蜂谷危機管理監。

○危機管理監（蜂谷文也君） 状況にもよりますが、基本的には業者さんをお願いして設置するような形で進めております。ただ、中には器用な方がいらっしゃいまして、自分で設置するからいいよという方もおります。

○議長（阿部幸夫君） 櫻井 靖議員。

○2番（櫻井 靖君） その場合の費用というのは町で持つのでしょうか。それとも個人で持つという場合になるのでしょうか。どちらでしょうか。

○議長（阿部幸夫君） 蜂谷危機管理監。

○危機管理監（蜂谷文也君） 町で負担させていただいております。

○議長（阿部幸夫君） 櫻井 靖議員。

○2番（櫻井 靖君） それから最後なんですけれども、町場でも聞こえないと。今は北部のほうからという話がありましたけれども、そういう人にもこれからは配る予定というのはあるのでしょうか。それとも、これからの状況ですね。あとどのくらい計画としては残っているのか。そこら辺を聞かせていただければと思います。

○議長（阿部幸夫君） 蜂谷危機管理監。

○危機管理監（蜂谷文也君） 昨年もそのようなご意見いただきまして、内部で検討もさせていただきました。ことしなんです、市街化区域のほうで子局を3基ほど増設させていただくことで予算を計上させていただいております。まずはそちらを早急に進めさせていただくとともに、安全安心メールということでの同時に情報を発信することも進めております。まずはそのような形で対応を徹底させていただければと考えております。

○議長（阿部幸夫君） 櫻井 靖議員。

○2番（櫻井 靖君） 今後どのくらい発注というか、来年度以降の部分のものを聞かせていただければと思います。

○議長（阿部幸夫君） 蜂谷危機管理監。

○危機管理監（蜂谷文也君） 計画上では、ことし200基、来年も200基ということでの、全部で合わせて500基ということで計画しております。

○議長（阿部幸夫君） 他に質疑ございませんか。7番澁谷秀夫議員。

○7番（澁谷秀夫君） 7番澁谷でございます。2点についてお伺いします。

1つは、今回の配置先は難聴地域となっておるわけですが、具体的にどの地域かをお知らせいただきたいと思います。

○議長（阿部幸夫君） 蜂谷危機管理監。

○危機管理監（蜂谷文也君） 令和元年度につきましては、幡谷地区、手樽地区を予定しております。こちらの地域に関しましては、浸水想定区域または土砂災害警戒区域が多い地域ということで、計画させていただいております。

以上です。

○議長（阿部幸夫君） 澁谷秀夫議員。

○7番（澁谷秀夫君） 次に、仕様の中に録音機能がついていますと。それで10件とあるわけですが、主にどのような機能となっているのでしょうか。

○議長（阿部幸夫君） 蜂谷危機管理監。

○危機管理監（蜂谷文也君） 放送している内容につきまして録音ボタンを押していただくと、放送内容を録音してその内容を繰り返し再生できて、放送内容が確認できるという機能になっております。

○議長（阿部幸夫君） いいですか。他に質疑ございませんか。1番杉原 崇議員。

○1番（杉原 崇君） 1番杉原です。

昨年150台、ことし200台ということだったんですけれども、入札に関しまして、昨年の答弁でこの取り扱い業者が7者あったけれども1者しか応募がなかったということで、した結果、昨年の落札率が84.3%で、ことしは95.7%とかなり高くなっているんですけれども、もう少しほかの業者が入札に参加できるような策とかというのはなかったのかなという。200台じゃなくて、最初から400台を頼むとか、そういった方向性はなかったのかなという思いがありまして質問します。

○議長（阿部幸夫君） 蜂谷危機管理監。

○危機管理監（蜂谷文也君） まず、落札率に関してなんですが、落札率については、昨年度の状況を見まして設計の単価を下げしております。その関係で落札率が高くなっているという状況で、戸別受信機の価格自体は昨年と同様な形になっております。また現在、この戸別受信機の低廉化というのは全国的な問題にもなっておりまして、消防庁で低廉化に向けた報告書等も出ております。その報告書の内容が業者等に浸透しまして低廉化に向けた動きがあるのかなということも加味しまして、200台ずつの購入ということで、来年度、もし低廉化の影響が出れば、これは幸いなのかなと考えております。

○議長（阿部幸夫君） 杉原 崇議員。

○1番（杉原 崇君） わかりました。

もう1つ、昨年の議会の中で、どうしても早く欲しいという方、購入したいという方に少しでも助成をしてはどうかという話もあったと思うんですけれども、その際に協議をするというお話だったんですけれども、そういった話し合いはなさったのか、お聞かせください。

○議長（阿部幸夫君） 蜂谷危機管理監。

○危機管理監（蜂谷文也君） 先ほどもちょっと触れたんですけれども、まず検討した結果、子局の空白地域の増設を図りまして、そちらで状況の改善を図らせていただきたいということで、また、プラスアルファで安全安心メールで防災行政無線と同様の内容を発信するというサービス、さらにはツイッター、フェイスブック等でも同様の内容のものを発信していくということで、情報の発信体制を充実させていくということでのうちのほうの取り組みとしてさせていただいているところです。

○議長（阿部幸夫君） 杉原 崇議員。

○1番（杉原 崇君） 今SNSの話が出たんですけれども、実際町民がどのくらいSNSを見ているかというのはちょっと、なかなか少ないような感じも見受けられるんですけれども、SNSの使用を町でやっているというPRというか、それが不足しているのかもしれないのかなと思っているんですけれども、それについてはどう思っていらいっしゃいますか。

○議長（阿部幸夫君） 蜂谷危機管理監。

○危機管理監（蜂谷文也君） 内容につきましては、いいねとかいう形で言いづらい情報でもあるのかなとは思いますが、確かにフェイスブックとかSNSの登録、見ていただけるような中身としていくように、広報とかを使いましてPRはさせていただきたいと考えております。

○議長（阿部幸夫君） 他に質疑ございませんか。11番菅野良雄議員。

○11番（菅野良雄君） 今も取り扱っている業者が7者あるということなんですが、どうしても設備点検とかなんとかというのを含めると、どうしても1者になってしまうのではないかなと思うんです。同じ機械で親局も同じ、子局も同じということになれば、当然その会社にどうということになってくるのではないかなと思いますが、そうした場合に3年間でということであれば、継続的取引の契約というやり方もあったのではないかなと思いますが、それはできなかったのかなと思います。その辺はどうなのでしょう。

○議長（阿部幸夫君） 蜂谷危機管理監。

○危機管理監（蜂谷文也君） やはり、まとめて買って単価を下げることもできたのかなとは考えていますが、ただ一方で、先ほど言ったように低廉化に向けた取り組みというものが29年、30年という形でやられていたということもありましたもので、その推移も見させていただいて、それらが反映できればいいのかなとは考えておりました。

○議長（阿部幸夫君） 菅野良雄議員。

○11番（菅野良雄君） 町もいろいろ努力はしているんだと思いますけれども、どうしてもほか

の業者では入りにくいということもあるのではないかと思いますよ。ですから今質問したわけですが、単価を下げていっても結局1者なんだろうということになるんだと思うんです。その辺どうにかならないのかなという思いがあるので質問したわけですが、その辺についての考えがあればお願いします。

○議長（阿部幸夫君） 蜂谷危機管理監。

○危機管理監（蜂谷文也君） 今回消防庁で報告書を出された内容で、戸別受信機の相互利用によって単価が下げられるような仕様書の例も今回出されておりますので、その辺も参考にさせていただきながら、今後発注を考えていければと考えております。（「了解しました」の声あり）

○議長（阿部幸夫君） 他に質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第39号を採決します。本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（阿部幸夫君） 起立全員です。よって、議案第39号物品売買契約の締結については原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第40号 工事委託に関する変更協定の締結について【仙石線高城町・手樽間高城こ線橋新設工事】

○議長（阿部幸夫君） 日程第9、議案第40号工事委託に関する変更協定の締結についてを議題とします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございませんか。1番杉原崇議員。

○1番（杉原 崇君） 1番杉原です。

この跨線橋の工事はもう終わってはいるんですが、磯崎側との道路の接続の工事がまだなんですけれども、それはいつごろ始まっていつごろ終わるのか。それを最初にお聞かせください。

○議長（阿部幸夫君） 赤間建設課長。

○建設課長（赤間春夫君）　今回鉄道の跨線橋工事につきましては終わりました。県道側の盛土工がまだ残っておりまして、あと鉄道の跨線橋を含めまして舗装工がまだ残っております。土工、擁壁工の工事を先週契約しておりまして、引き続き工事をやっていきたいと考えております。あと、舗装工の工事も今年度中に終わらせまして、来年４月には供用開始ができるように考えております。

以上でございます。

○議長（阿部幸夫君）　杉原　崇議員。

○１番（杉原　崇君）　昨年この跨線橋の入札のときにお話ししたんですけれども、美映の丘の交差点のところの、あそこは横断歩道もなく一時停止もちょっと看板が見づらくて、なかなか子供たちもあそこを渡るんですけれども、一時停止しない車が多くて、そこを注意喚起、何かないかということをお話しさせていただいたときに、工事看板で対応するということがあったんですけれども、その工事看板も最近なくなって、その後私も何回か通るんですけれども、やっぱりもとに戻って、一時停止しない方が大分またもとに戻ってきたかなという印象があるんですけれども、工事がまた再開することなんですけれども、改めて注意喚起に何か考えというかございますでしょうか。

○議長（阿部幸夫君）　赤間建設課長。

○建設課長（赤間春夫君）　大変申しわけありませんでした。その注意看板につきましては、今度請け負いました業者をお願いいたしまして、また張らせていただきたいと思いますと考えております。

以上でございます。

○議長（阿部幸夫君）　杉原　崇議員。

○１番（杉原　崇君）　ここは本当に横断歩道もなく、子供たちが渡るのに大変危険なので、そこだけしっかりと対応をお願いします。

終わります。

○議長（阿部幸夫君）　他に質疑ございませんか。８番今野　章議員。

○８番（今野　章君）　減額するということで33.8%ぐらいの減額率になるんですけれども、減額するからいいというわけにはやっぱりいかないのかなと思います。やっぱりもともと積算がどうなのかと前からお話ししているわけなんですけれども、ＪＲに全部丸投げになって、仕方がない側面もあるとは思っているんですけれども、やっぱり町側としてある程度積算というものをされているのかどうか。国で積算の価格というのは示しているわけでしょう。そういうものに基づいて町としてもきちんと検証した上でこの契約が結ばれたのかどうか。その辺ど

うだったのか。現協定の積算と、それから今回国の了解も得ているということなので、お墨つきなんだろうとは思いますが、今回の変更点についても、町としての積算がちゃんと行われてこういう結果になっているのかどうか。その辺だけお聞かせください。

○議長（阿部幸夫君） 赤間建設課長。

○建設課長（赤間春夫君） 実際のところですが、町での積算というのは今回しておりませんでした。ＪＲさんでも各部署、保線区、電力区、信号通信区などで積算をしております、それを積み上げた価格が協定の額ということで聞いておりましたので、契約に際しての設計額、業者さん等が見積もるための設計額につきましては協定額ということで町では認識しておりました。

以上でございます。

○議長（阿部幸夫君） 今野 章議員。

○８番（今野 章君） よくわからないんですけども、ＪＲの積算の仕方が国の基準値でしているものなのかどうか、ＪＲ独自の積算の仕方なのか。その辺も含めてあるんだろうと思うんですね。非常に変更率が大きいんですよ。だからどこでそういうふうに違ってくるのかと。今回のいろいろ土工の関係だとか電気設備の関係だとか、いろいろ変更点があったことはわかるんですが、積算のレベルで違いはなかったのかどうか、その辺どうなのでしょう。国の基準でＪＲもやっているのか。それともＪＲ独自の基準でやっているのか。その辺はどうなんですか。

○議長（阿部幸夫君） 赤間建設課長。

○建設課長（赤間春夫君） 積算につきましては、当然ＪＲさんとしても会計検査関係も見据えながら積算をしているということでありますので、国の基準に従って、ＪＲの基準も含めながら積算するという形になっております。今回ＪＲさんから聞いておりますのは、積算した額に対しましての契約差金ということです、当初の入札の差金ということで、私どもとしてはこのぐらい落ちたという形で考えております。

以上でございます。

○議長（阿部幸夫君） 今野 章議員。

○８番（今野 章君） 入札差金でいいんですけども、そうすると物すごく差があったということなんですよ。松島町だと予定価格の大体70%が最低制限価格でしょう。もしかするとそこを切っているよね、これはこのケースでいくとね。だから、本当にこの工事内容として保証されるものに、逆に言うとなっているのかという、そういう問題も生じてくるぐらい低

過ぎるということもあり得るわけだよね。いろいろ問題があるなと思って見ているわけなんです。だから、何か前もたしかこういうので変更契約があって、大きく下がったというケースがあったものですから、ちょっと安全に見過ぎて、設計単価を高く見過ぎていてはいかと思うんですよ。本当にそんなことはないんですか。最後にお聞きして終わります。

○議長（阿部幸夫君） 赤間建設課長。

○建設課長（赤間春夫君） その設計単価に割り増しとかそういった部分については、ないとおっております。

以上でございます。（「思っておりますなの」の声あり）

○議長（阿部幸夫君） 他に質疑ございませんか。よろしいですか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第40号を採決します。本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（阿部幸夫君） 起立全員です。よって、議案第40号工事委託に関する変更協定の締結については原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第41号 工事委託に関する変更協定の締結について【松島浄化センター長寿命化改築工事】

○議長（阿部幸夫君） 日程第10、議案第41号工事委託に関する変更協定の締結についてを議題といたします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第41号を採決します。本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（阿部幸夫君） 起立全員です。よって、議案第41号工事委託に関する変更協定の締結に

については原案のとおり可決されました。

日程第 1 1 議案第 4 2 号 工事請負契約の変更について【23災第15493号一級町道
松島・磯崎線（松島大橋）橋梁外災害復旧工事】

○議長（阿部幸夫君） 日程第11、議案第42号工事請負契約の変更についてを議題とします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第42号を採決します。本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（阿部幸夫君） 起立全員です。よって、議案第42号工事請負契約の変更については原案のとおり可決されました。

日程第 1 2 議案第 4 3 号 令和元年度松島町一般会計補正予算（第 1 号）について

○議長（阿部幸夫君） 日程第12、議案第43号令和元年度松島町一般会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございませんか。10番後藤良郎議員。

○10番（後藤良郎君） 後藤でございます。2点お伺いします。

7ページ、賦課徴収費2,177万何がしとありますが、これの件数と金額をまずお願いします。

○議長（阿部幸夫君） 佐藤財務課長。

○財務課長（佐藤 進君） まず、賦課徴収費の2,177万6,000円の補正でございますが、こちらは法人町民税1社の還付金となるところでございます。

以上でございます。

○議長（阿部幸夫君） 後藤良郎議員。

○10番（後藤良郎君） それは、では理由をお願いします。

○議長（阿部幸夫君） 佐藤財務課長。

○財務課長（佐藤 進君） 大変申しわけございませんでした。法人町民税なんですけれども、

前年度の確定申告に基づき前年税額の2分の1をあらかじめということで中間納付していただく規定がございます。それで、30年度にこの法人の平成29年度確定申告に基づき、前年の確定申告の2分の1額について中間納付ということでいただいております。その法人の30年度の確定申告が5月30日に提出ございまして、30年度の最終税額と昨年度にあらかじめ納付された中間申告分の税額、そちらに差があったというか、計算で全て全額法人税を還付することになって、本税分及び還付加算金におきまして2,177万6,000円いわゆる昨年度の中間納付分全てを返還するということになります。当初予算では500万円とっておりますけれども、500万円では足りないということもありまして、今年度も予算執行して2カ月ということもあり、今後の法人とかそちらの還付も生ずるということで、今回2,177万6,000円、こちらについてはその法人1社に係る経費ということで、全て全額補正させて予算計上させていただいたところでございます。

以上でございます。

○議長（阿部幸夫君） 後藤良郎議員。

○10番（後藤良郎君） そのお名前や何かは公表できるんですか。

○議長（阿部幸夫君） 佐藤財務課長。

○財務課長（佐藤 進君） 法人名につきましてはちょっと言えませんが、国への法人税の申告に係る事業種別ということになりますと、その法人についてはその他小売業ということになっているところがございます。

以上でございます。

○議長（阿部幸夫君） 後藤良郎議員。

○10番（後藤良郎君） 次に13ページをお願いいたします。

英語関係で30万円補正になっていますが、それでこれは説明では1月に申請して、たしか3月に採択という話を聞いたような記憶がありますけれども、県内ではほかに何校ぐらいこのような採択を受けているのでしょうか。

○議長（阿部幸夫君） 内海教育長。

○教育長（内海俊行君） お答えします。

県内では、松島町とそれから大崎市。ただし、大崎市全てでなく、古川第五小学校、古川南中学校の県内では2つの地域でございます。

以上でございます。

○議長（阿部幸夫君） 後藤良郎議員。

○10番（後藤良郎君） それでねというか、来年度に向けて、たしか説明では小5、6で年間70時間、小中連携の部分で云々という話がありましたけれども、それでこの主要事業説明資料の、何ですか、事業目的。このように書いてはありますけれども、もう少し具体的に説明をお願いします。

○議長（阿部幸夫君） 内海教育長。

○教育長（内海俊行君） それでは、私からさらに具体的にお話しさせていただきます。

宮城県教育委員会で指定をされた内容とプラスアルファさせていただきます。

まず、子供たちの英語の学力はもちろんのことなんですが、それを支える先生方の指導力の向上を第一としました。それから、生徒自身のコミュニケーション能力の向上。簡単な英語、簡単でなくてもいいんですけれども、ある程度英語でもってコミュニケーションができるようにしていきたいという願いのもとです。

それから最後になりますが、小中一貫したカリキュラムの作成ということで、中学校を見通したカリキュラムの作成、これでやっていくと、中学校でも英語力の向上につながるのではないかなというカリキュラムを、この2年間でつくっていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（阿部幸夫君） 後藤良郎議員。

○10番（後藤良郎君） 我々この間、所管の委員会で、あれはいつだったっけ、5月末ですか。

七ヶ浜の亦楽小学校を訪問させていただきました。まずびっくりしました。部屋に入った瞬間にALTと、あと先生と子供たちの英語の取っかかり。いろいろ聞いているうちに、やはり七ヶ浜の町長さんの公約なんだろうね。何としても震災後のこの町を英語で将来を担う子供たちに力を入れていきたいということで、10年で指定校という形で、この間授業を見させてもらいました。明るく、楽しく、おもしろくということで、本当にのっけから違和感がなくて、英語に取り組む姿勢がすばらしいなという思いをさせていただきました。それでそういう、個人名を言いますけれども、寺澤町長の思いがすごく教育長、あと校長にも伝わっていて、学校全体に伝わっているなとすごく好印象を受けたんですけれども、恐らく内海教育長もそういうお話を事前に聞いているかと思うんですけれども、改めて私たち委員会は、多分ほかのメンバーも感じたと思っています。それで、そのうち常任委員会の視察、報告書が出るかと思いますが、今の時点で、今私がお話しした部分で内海教育長はどのような思いを持っているか、お聞きをします。

○議長（阿部幸夫君） 内海教育長。

○教育長（内海俊行君） 今お話あったように、私も七ヶ浜のすばらしい英語の実践は聞き及んでおります。そして、できればそのような英語をうちの町もやっていきたいなと思っております。いわゆる松島スタイルの英語です。七ヶ浜ともまた違う形で、私たちの町にも子供たちが英語でたくさん話せるように、そして先生方の指導力が向上するようにしていきたいと思っております。

これを言うと少し、何ていうんでしょう、やっかみみたいに思われると大変困るんですけども、七ヶ浜は特認校制度で英語をやっております。うちは特認校制度じゃなくてノーマルな形の2年間指定校にしていこうというのをやっております。特認校制度の使命としては、やはり地域の最先端に行くような英語の実践ということで、カリキュラムも大きく変わっておりますし、ALTの数も大きく変わっております。今、後藤議員がおっしゃったように、10年を境にしてこれが終わってしまいます。私はどちらかというと、それも魅力的な1つだなと思いつつも、私の町のほうの松島スタイルということは10年で終わらないスタイルを考えていきたいなと思っております。スタートは地味かもしれませんが、子供たちにしっかり根づく英語というものを、七ヶ浜の英語を参考にしながらうちの町も取り組んでまいりたいなと思っております。

以上でございます。

○議長（阿部幸夫君） よろしいですか。他に質疑ございませんか。1番杉原 崇議員。

○1番（杉原 崇君） 教育長のお話、大変感銘を受けまして、実はあしたの一般質問の最後に、これは町長に振る話だったので、これは聞かれちゃったなど。ただ、町長にはあした違う答えをというか、この町独自の教育の考えを最後にお聞かせいただければと思います。

今お話あったんですけれども、教育民生常任委員会で英語の視察に行ってきた中で、今七ヶ浜の話をしたんですけれども、白石のほうでこの説明資料の中にある中学校入門期におけるカリキュラムの作成ということで、白石も中1ギャップを減らすスタートアッププログラムというのをつくっていて、白石はホワイトスタイルというので独自にやっているんですけれども、松島もぜひ、個人的にはALTをふやしてはいただきたいのが一番いいのかなと思うんですけれども、ちょっと話はそれちゃったんですけれども。その中で、この町内教職員等を対象とした英語に係る講演会というのを報償費で3万円とっているんですけれども、具体的に3万円でどういった方が呼べるのかなというのが、本当に勉強になるのかなという思いが私の中ではあるんですけれども、そこはどういう考えなんですか。

○議長（阿部幸夫君） 内海教育長。

○教育長（内海俊行君） ぜひ3万円を勉強にしたいと思っております。今取り組んでいる中身で、これから取り組めば取り組むほど疑問や、どうしたらこれがさらに子供たちに定着するんだろうという考えが浮かんでくると思います。そういう問題点を解決してくれるような大学の教授あるいは実践者、どちらでも構いませんが、今ここでやっている小・中連携英語推進委員会の中でもんでいる中で、最も解決しなければならないという内容があるとするならば、それに見合う講師を選んでいきたいなと思っているところでございます。

○議長（阿部幸夫君） 杉原 崇議員。

○1番（杉原 崇君） 今回私たちはすごくいい勉強をさせていただいたので、提言書の中で澁谷委員長を筆頭にいい提言書ができればなと思いますので、頑張りたいと思います。

話がちょっとずれちゃったんですけれども、プレミアム商品券についてちょっとお聞きしたいんですけれども、今までのプレミアム商品券だと消費刺激策という形でいろんな方が使える形だったんですけれども、今回は低所得者や子育て世代が対象ということではありますが、金額的に3,300万円ですかね。そうすると、対象者が3,800人いる中で、全員が購入できないのかなという感じがしています。一括でもいいし、ただ購入限度額が2万5,000円分ということで、それを3回に分けて販売するということがあったんですけれども、こういった低所得者、子育て対象というのであれば、対象者が幅広く平等に購入できるのがこの趣旨じゃないのかなという思いはしているんですけれども、この購入限度額を下げて、もう少し多くの方に購入いただけるような形での考えはなかったのかなという思いがあるんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（阿部幸夫君） 太田町民福祉課長。

○町民福祉課長（太田 雄君） これにつきましては国からの補助金が出るものですから、全て、最大で額面で2万5,000円を2万円で購入するというのが決められているものですから、これ以上は変えられないということでございます。

以上でございます。

○議長（阿部幸夫君） 杉原 崇議員。

○1番（杉原 崇君） そうですね、確かにそうなんですけれども。

1点、このスケジュールを見たときに、非課税者分に関しまして申請者受け付け審査というのが書かれているんですけれども、この審査というのはどういった中身なんでしょうか。

○議長（阿部幸夫君） 太田町民福祉課長。

○町民福祉課長（太田 雄君） 審査につきましては、申請については税務情報で非課税者に郵

送は差し上げるんですけれども、申請を上げていた段階でその非課税の方が同一世帯の方で課税者に扶養されていないか。あとは、生活保護ではないかというのを審査するものです。

以上です。

○議長（阿部幸夫君） 杉原 崇議員。

○1 番（杉原 崇君） そうしますと、子育て世帯と非課税者世帯でちょっと違う感じはするんですけれども、これは抽せんとかというのは難しいのでしょうか。先着順販売というのは、先着順ということなんですか。

○議長（阿部幸夫君） 太田町民福祉課長。

○町民福祉課長（太田 雄君） スケジュールイメージの中で、購入可能期間については10月から2月ということで、広い期間、幅広くとっていますので、先着という形ではございません。

○議長（阿部幸夫君） 杉原 崇議員。

○1 番（杉原 崇君） そうすると、数字的には全員には行き渡らないんだけど、販売は期間がありますよということは、売り切れご免ということでよろしいんですか、そうすると。

○議長（阿部幸夫君） 太田町民福祉課長。

○町民福祉課長（太田 雄君） 非課税者の方と子育て世帯主ということで、全員に行き渡るように行うものでございます。

○議長（阿部幸夫君） 杉原 崇議員。

○1 番（杉原 崇君） そうすると、この金額で全員が均等に購入できるということでよろしいんですか。

○議長（阿部幸夫君） 太田町民福祉課長。

○町民福祉課長（太田 雄君） もう1回説明申し上げますけれども、額面で2万5,000円分を2万円で購入するということで、プレミアム分、割り増し分については最大で1,900万円ということでございます。（「わかりました。ありがとうございました」の声あり）

○議長（阿部幸夫君） 他に質疑ございませんか。7 番澁谷秀夫議員。

○7 番（澁谷秀夫君） 譲っていただきましてありがとうございました。

事項別明細書で、まず先ほど出ました10款の教育費でございまして、今回松島町は事業推進指定校になられた意義は大変大きいかと思います。ただ、その中で30万円ということなんですけれども、先ほどお聞きしましたら大崎市と松島ということで、これは全部同じ数字なんですか。

○議長（阿部幸夫君） 内海教育長。

○教育長（内海俊行君） 2つ指定しているということをお話ししました。どちらも30万円ずつということでご理解ください。

○議長（阿部幸夫君） 澁谷秀夫議員。

○7番（澁谷秀夫君） 行政のすばらしさは、少ない予算で大きな成果をとということなんですけれども、どうしてもこの事業をやっていく上で、1年だけかとは思いますが、足りないときはまた補正とか、そういうものは考えて事業展開されていく予定なのかをちょっと。

○議長（阿部幸夫君） 内海教育長。

○教育長（内海俊行君） まず、指定は2年間でございます。それでやっていくわけですが、こういう研究というのは私自身ゼロ予算がいいんではないかなと思っているところです。というのは、2年目以降、また予算がないとこれ研究できないということになりかねないので、やっぱりゼロ予算で。ただ、成果物を出さなきゃならないので、提出してこういう事業をしましたということになるので、あと先生方も先ほど言ったように講演会とかございますので、その最低限の金額さえあれば、あとは先生方と日々授業はしていますので、その授業を松島スタイルに変えていくという形でやっていきたいなと思っております。

以上でございます。

○議長（阿部幸夫君） 澁谷秀夫議員。

○7番（澁谷秀夫君） この英語事業、英語教育を実施していくのはもちろん文部省からの新指導要領に沿ってですね。それから、またこれには宮城県も、資料を見ますと宮城県の指導もあるようでございますけれども、ぜひ教育長さんを中心としまして、先ほどから委員の皆さんからも出ていますが、やはり学校全体、町全体が1つになって取り組まないと、やはり特色ある英語教育はできないものかなと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それからもう1点は、先ほども出ましたプレミアム商品券、この件でございますが、1つ伺いたいのは、住民税非課税者3,560人（見込み）とあるわけですが、これは世帯数ではわかりになりますでしょうか。

○議長（阿部幸夫君） 太田町民福祉課長。

○町民福祉課長（太田 雄君） 済みません。世帯数ではちょっと捉えておりませんで、人数で捉えております。

○議長（阿部幸夫君） 澁谷秀夫議員。

○7番（澁谷秀夫君） それで、3歳児未満の子は240人（見込み）となって、これも世帯数としては出ていないですか。

○議長（阿部幸夫君） 太田町民福祉課長。

○町民福祉課長（太田 雄君） 子供の数を書いているわけですがけれども、これだけはちょっと世帯を捉えていたんですけれども、180世帯でございました。

○議長（阿部幸夫君） 澁谷秀夫議員。

○7番（澁谷秀夫君） そうしますと、住民税非課税者3,560人というのは世帯数ではないとするのであれば、1世帯にはやはり1人、2人、3人といろいろあるわけですが、そういうふうに関心を持ってよろしいのでしょうか。

○議長（阿部幸夫君） 太田町民福祉課長。

○町民福祉課長（太田 雄君） ここでは非課税者については人数、あと5番のところで対象者と書いていますけれども、3歳未満の子については240ということで、対象者の述べ人数と捉えていただければよろしいかと思います。

○議長（阿部幸夫君） 澁谷秀夫議員。

○7番（澁谷秀夫君） 述べ人数で。そうしますと、1世帯でも、先ほど私も質問しましたが、2人の、何ですか、対象者もいると。2人、3人もいると見てよろしいのでしょうか。

○議長（阿部幸夫君） 太田町民福祉課長。

○町民福祉課長（太田 雄君） 1世帯には1人、2人ということしております。

○議長（阿部幸夫君） 澁谷秀夫議員。

○7番（澁谷秀夫君） そうしますと、1世帯で2人いらっしゃれば、最高額2万5,000円ですから5万までいけると見てよろしいのでしょうか。

○議長（阿部幸夫君） 太田町民福祉課長。

○町民福祉課長（太田 雄君） そのとおりでございます。

○議長（阿部幸夫君） 澁谷秀夫議員。

○7番（澁谷秀夫君） そして今回、先ほど委員の中で、いつもと違うプレミアムなので、完売というかそれは難しいのではないかという予想もされるわけですがけれども、満たない場合は国への返還ということでよろしいわけでしょうか。

○議長（阿部幸夫君） 太田町民福祉課長。

○町民福祉課長（太田 雄君） 恐らく実績でお金が出ると思うので、申請はしていますけれども、返還という形ではないと思います。

○議長（阿部幸夫君） 澁谷秀夫議員。

○7番（澁谷秀夫君） わかりました。ちょっとその辺がのみ込めなかったものですから。

はどうなんでしょう。時期的にも似ているかなという気がして、そうなのかななんて思ったりもするんですが。

○議長（阿部幸夫君） 太田町民福祉課長。

○町民福祉課長（太田 雄君） 後期高齢の制度に類似するということだけは認識しておりましたが、消費税まではちょっと認識しておりませんでした。（「わかりました」の声あり）

○議長（阿部幸夫君） 今野 章議員。

○8番（今野 章君） なかなか後期高齢者の制度が変わっているんで、それに合わせて国保のほうも旧扶養者の国保の減免について後期高齢者と同様に減免の期間を、何というんですか、短くじゃないな、3年目以降の減免をまるっきりなくしたと、こういうことで、制度改革と言えば制度改革ですよ。しかも思うのは、今お話聞くと、応益割のところになくなっていくということで、結局所得の低い人たちも何も含めて、全体として一律に負担を強化されるということで、これも前々から言っていますけれども、逆進性が強いなと思うところですが、いかがでしょうか。

○議長（阿部幸夫君） 太田町民福祉課長。

○町民福祉課長（太田 雄君） 済みません。何分国の制度なものですから、ここで云々ということとはちょっと回答できかねますこととお許しください。

以上です。

○議長（阿部幸夫君） 今野 章議員。

○8番（今野 章君） 課長に聞いたんじゃないんです。課長が答弁する中身ではないと思うんですよ、私も。やっぱり町民生活にどういうふうに移政がかかわるのかと、こういうことだと思うんですよ、結局のところね。やっぱり、消費税も上がる、何も上がる、年金は下がるで、今どんどん大変になっているわけでしょう。金曜日もお話したけれども、乾いた雑巾を絞るような状況に今なっているんですよ。そういう中で、こうやってまた負担を求められていくということになるわけでしょう。最初から法律で決まっていたことだから、決まったとおりやるだけですよという人もいるかもしれない。だけれども、それはやっぱり必要があってやってきたことなんですよ。その必要があってやってきたことが、こんな経済状況の中で、賃金も上がらない、負担もふえるの中でまた進んでいくと大変になるわけでしょう。そういうことについて、やっぱり思いをはせることが、町長、私は大事なんではないかと思うんですよ。だから町長どうだべねと、こう聞いているわけで。そこです。課長答弁ではないんです。

○議長（阿部幸夫君） 櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 国民健康保険でもいろいろお聞きしましたし、介護保険でもいろいろ聞いています。実は町村会としても、これらについて、国保と介護ということで、介護保険については9項目ぐらいの分野にわたって、今議員が心配されることはうたっておりまして、これらについて7月11日に政府要望で行くようになっておりますので、きっちりと要望はしていきたいと、このように思います。内容等について詳細的なことを、もしあれだとするならば、後で資料を出します。

○議長（阿部幸夫君） 今野 章議員。

○8番（今野 章君） ぜひ7月11日、頑張ってやってきていただければと思います。

次なんです、幼児教育の無償化に伴うシステム改修業務委託と、こういうことで787万9,000円、その他民生費、教育費合わせて50万円ぐらいの費用がかかるということで、予算計上がされているわけではありますが、無償化に当たって、現在の幼児、園児数、保育所の児童数をそれぞれ教えていただければと思います。

○議長（阿部幸夫君） 太田町民福祉課長。

○町民福祉課長（太田 雄君） 保育所については、現在208人です。

○議長（阿部幸夫君） 今野 章議員。

○8番（今野 章君） 済みません。トータルじゃなくて、今回無償になるのは3歳、4歳、5歳でしょう。だからそれぞれの年齢の、あと幼稚園のほうも教えていただければと思います。

（「休憩しますか」の声あり）

○議長（阿部幸夫君） ここで、答弁の整理のため休憩に入りたいと思います。

再開を2時20分とします。

午後2時03分 休 憩

午後2時20分 再 開

○議長（阿部幸夫君） 会議を再開します。

答弁から願います。太田町民福祉課長。

○町民福祉課長（太田 雄君） 無償化となる3歳児以上の児童ですけれども、施設ごとに申し上げます。高城保育所が54人、高城保育所分園が13人、松島保育所が29人、磯崎保育所が34人の合計で130人になります。また、3歳未満の子供については、非課税については1人でございまして、松島保育所でございます。

以上です。

○議長（阿部幸夫君） 児玉教育次長。

○教育次長（児玉藤子君） 幼稚園のほうをお答えいたします。

第一幼稚園が49人、第二幼稚園が41人、第五幼稚園が20人で、計110人でございます。幼稚園は3歳児以上でございますので、全てが授業料の軽減対象になります。また、私立幼稚園が5人ほどいらっしゃいますので、通年五、六人の方が入られておりますので、そのくらいの方が全て対象になるということでございます。

以上です。

○議長（阿部幸夫君） 今野 章議員。

○8番（今野 章君） 結果としてその無償化に係る費用というのは幾らぐらいになるんでしょうか。

○議長（阿部幸夫君） 太田町民福祉課長。

○町民福祉課長（太田 雄君） 今回10月からの無償化ということで、1,480万円ほどを想定しております。

○議長（阿部幸夫君） 児玉教育次長。

○教育次長（児玉藤子君） 幼稚園のほうをお答えいたします。

10月以降の減免ということで、無償化影響額が公立幼稚園のみで212万1,000円で、私立幼稚園が77万1,000円、プラス、一時預かりが出てきますとプラスアルファになるかと試算しております。

○議長（阿部幸夫君） 今野 章議員。

○8番（今野 章君） そうすると、これは10月から3年間で1,480万円と、それから212万1,000円ほどかかるということなので、年間にすると倍になるということになるんですが、今年度分については国の全額負担ということに多分なるんだと思うんですが、来年度以降、この負担割合がどう変化するのか。その辺についてお聞かせください。

○議長（阿部幸夫君） 太田町民福祉課長。

○町民福祉課長（太田 雄君） 来年度以降の無償化については、国では公立、私立にかかわらず地方財政計画の歳出に全額計上し、一般財政総額を増額確保した上で、交付税算定に当たっても基礎財政需要額に全額算入する、必要な財源を確保するということを答弁されていることから、これを信じる形で、大きく町の負担増にはつながらないものと考えております。

以上です。

○議長（阿部幸夫君） 今野 章議員。

○8番（今野 章君） 丸々、本当に来るんですか。これは町村会、市長会を含めていろいろ議論されて、一定の方向がもう出ているのではないのかなという気がするんですが、その辺どうなんでしょうか。

○議長（阿部幸夫君） 櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 来年度以降については、市長会も町村会も同じ方向で、今要望しているという段階であります。

○議長（阿部幸夫君） 今野 章議員。

○8番（今野 章君） 要望は聞き入れられそうなんでしょうか。

○議長（阿部幸夫君） 櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 市長会は佐藤 昭市長が、実はこの件で県選出の国会議員さん方、それから県の方々と、まず市長会でいろいろ議論されて動き出してはいるんですね。その後、町村会が追いかけるような形になりましたけれども、要望はかなうんですかと言われると、かなう方向で動きたいとは思いますが、今はなるともならないともはっきり言えないのが現状であります。

○議長（阿部幸夫君） 今野 章議員。

○8番（今野 章君） 考え方としては、結局来年度以降は国が大体費用の2分の1、あと残りを県、町が2分の1のような、そんな負担になるのではないかという話もあるんですが、その辺は聞いていないんですか。

○議長（阿部幸夫君） 櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 今の2分の1の、また2分の1、2分の1、それは聞いてはおります。

○議長（阿部幸夫君） 今野 章議員。

○8番（今野 章君） そうしますと、現実的にはそういう流れになるのかなと思うわけですが、結局また無償化に伴って、無償化自体はいいことだと私は思いますけれども、町の財政負担というのが改めて出てくるかなという気もするんですが、2分の1と2分の1の半分で1,480万円の半分ですから740万円ぐらいが町の財政負担として来年度以降、保育所の関係ではなると、こう計算できるのかなと思うんですが、その辺についての所感があればお聞かせください。

○議長（阿部幸夫君） 櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 具体的にまだ数字がはっきり決まっているわけではありませんので、こ

れについて国のほうで方向性がこうですよとなれば、町はそれについて考えることになるんだらうと思います。あとはもう1つここで、これはこれから精査しなくちゃなりませんけれども、町はこれ以外にこれに附帯して何もないのかという項目が、ちょっと確認しないとはっきり言えないところもあるかと思うんです。特に給食費とか何かは、こっちはこうであつちあつちと、副食だけ持ってくればいいのか、それらについてもやっぱり整合性をとらなくちゃならないだらうと思うんですね。だから、今はっきりこうしますとは言えませんが、それらについても、今後出てくれば、整合性をとってやっていくのが行政だなとは思っております。

○議長（阿部幸夫君） 今野 章議員。

○8番（今野 章君） 今、次に聞こうと思っていた給食費のお話が出てしまったんですが、どうするのかなと思っているわけです。多分、どうなんでしょう、今私子供を預けていないからはっきり細かいところはわからないんですが。主食、ご飯は多分それぞれの家庭から持っていくのかなとか、あと給食については副食ですね、これについては、多分保育所なら保育所で調理をして出すと、こういう形になっているんだらうなと思うんです。そうすると、保育所の場合は副食等については保育料の中に入っていたわけですからね。これが国の方針だと有料化しますよというか、自己負担ですよとなっているわけで、今まで、言ってみれば負担なしで食べていたというか、保育料の中で食べていたものが食べられなくなると、こういうことが発生すると。しかし、幼稚園のほうはじゃあどうかといったら、幼稚園のほうは給食費を払って食べていましたよというのもあるんでしょうから、その辺のバランスも含めて町としてどうするのかという。ここの、今の話だと答えはまだ出せない、こういう答弁になるのかもしれませんが、その給食費の関係をどう整理していくのか。その辺についてお聞きをしたいと。

○議長（阿部幸夫君） 櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 保育所等の現状の給食については、一度担当課長から答弁させます。

○議長（阿部幸夫君） 太田町民福祉課長。

○町民福祉課長（太田 雄君） 現状について申し上げます。

給食については、主食それから副食とも全て保育料に含めて納めていただいている形でございます。

以上です。

○議長（阿部幸夫君） 櫻井町長。

○町長（櫻井公一君）　それで、幼稚園は幼稚園のほうで、学校と一緒にあるんだろうと思いますけれども、何で町は今後そういったものが出てきたときに考えなくちゃならないかという、これは先の話になって大変失礼ですけれども、幼児教育のことについて、幼稚園、保育園のあり方について、今いろいろ検討されていると。そういったものについて、最終的にはこども園的なものも考えていこうかとなった場合に、あなたは保育所の子供だから、あなたは幼稚園だからと分けることはなかなか難しいんじゃないかと思います。そういったところでは整合性をとっていかなくちゃならないかなと。じゃあ今どういうふうにするんですかという、これは今後いろいろ担当者等から議論して、また保護者の方々もご意見も聞いて、最後は議会の判断ということになるかと思いますが、それまでにはもう少し時間が欲しいとは思っております。

○議長（阿部幸夫君）　今野　章議員。

○8番（今野　章君）　わかりました。できれば私はやっぱり保育料や幼稚園の授業料無償化というよりは、先行してむしろ幼稚園、保育所の給食費無料化のほうがよかったのかななんて、そこからスタートしてその上で無償化のほうよかったのかななんて思ったりもしますけれども、ぜひ将来の保育所のあり方も含めて検討されるということですので、できるだけ完全無償化の方向になるように検討をお願いしたいなと思います。

そこでお聞きしたいのは、いよいよ10月から無償化ということでスタートしていくという話になるわけで、現状の入所希望者の動向はどうなのかなと思ったんです。10月から無償化になるというのであれば、私も入りたいなという方がふえていないのかどうか。その辺いかがでしょうか。

○議長（阿部幸夫君）　太田町民福祉課長。

○町民福祉課長（太田　雄君）　3歳から5歳までの子供については、幼稚園もしくは保育所に通っている割合が約92%となっている状況でございます。その中には、先ほど教育委員会さんからも話がありましたとおり、ほかの自治体の幼稚園へ通う子供も含まれております。ただし、また一番懸念しているのは、幼稚園から保育所への入所先の変更増が出るのではないかとありますが、これについては保育所の入所児童がふえる可能性はあるだろうと。なお、現時点で保育所の入所待機児童は今現在いるんですけれども、これについてはほとんどがゼロ歳児ということでございます。3歳から5歳については、保育する保育士さんが四、五歳であれば30人に1人を面倒を見るというか、保育することができるというカウントが国で基準がなされているものですから、3歳から5歳については受け入れは可能ではな

いかと考えております。

以上です。

○議長（阿部幸夫君） 今野 章議員。

○8番（今野 章君） 最後に、入所児童がいずれふえれば、保育士の数もふやさなくちゃならないというジレンマもあるのではないかなと思うんですが、結局無償化の流れの中で保育士の確保というのがなかなか、さらに難しくなっていくのかなと。我が町のお話を今聞くと、そんなに多くふえそうな流れではないようには見えるんですが、他の市町村、都市部などではやっぱりふえるのではないかと懸念するわけです。そうすると、やっぱり保育士の確保自体が非常に難しくなっていくのではないかと、今後さらに難しくなる。今でも難しくて派遣会社頼みでやっているような側面もありますので、非常にそこが心配なわけです。やっぱり正規保育士をきちんと確保できるかどうかということが非常に大事なのではないかと。保育の質を確保する上でも非常に大事だと、こういうことで思っておりまして、その辺についてどう考えておられるのか。結局、確保できないから今後も臨時や派遣頼みでやっていくということになってしまうのかどうか。町としてやっぱり正規の保育士をしっかりと確保するための対策をとる必要性があるのではないかと、こう思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（阿部幸夫君） 太田町民福祉課長。

○町民福祉課長（太田 雄君） 現状では、毎年保育士を募集しておりますが、なかなか新規の採用には、今年度で言えばつなぐことができなかったというのが現状でございます。継続して保育士の募集はし、先ほどお話も出たんですけれども、臨職さんや派遣職員に頼らざるを得ない状況であると。そして、その方たちの面接についても、十分保育を理解している方たちを採用して、現状の保育運営に努めていると。保育士の採用については継続して努力したいということでございます。

以上です。

○議長（阿部幸夫君） 今野 章議員。

○8番（今野 章君） 努力はこれまでもしているんだとは思っているんですが、何せ国のほうがどんどん基準も緩和して、保育士の資格がなくても同等の身分として、ある程度保育所で仕事ができるようにしていたりするわけでしょう、今ね。だから、本当に質の問題としてどうなのかなという心配もあるわけですよ。だからこそ保育士としての正規の職員をしっかりと雇い入れていくという作業が大事になっているのではないかなと思うんですよ。ある意味、やっぱり資格を持っていたても、臨時だとかということになれば、仕事に対しての責任感の違

いというのは当然あるんだと思うんですよ。そういう意味で、正規職員をどう確保するのかということにもっと意を払ってもらいたいなど。臨時、派遣で何とかなるからいいやということじゃなくて、本気になって、正規の保育士を確保するためにどうするのかと。もちろん結局は、結論から言えば、保育士の身分の問題も含めていろいろあるんだとは思いますが、そういったところも含めて考えていく必要があるんじゃないかなとは思いますが、私は。なかなか金のないところでそんなことを言われてもというのはあるかもしれませんが、ぜひよろしくお願いします。

○議長（阿部幸夫君） 櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 保育士に関しましては、非正規職員の場合であっても町のOBの方であれば、またちょっと違った考えなのかなとは思いますが。それから職員の採用については、保育士に関しましては、正直言って年々年齢を上げてきているんですよ、実を言いますと。普通、一般職であればこのぐらいという年齢があるんですが、保育士はなかなか難しいということもあって、一旦学校を卒業されて少し落ちついた方で、また働いてみたいという方、そういった方々がいればということで、実は年齢制限を少し上げてやっています。ことしもそういうことでまた募集しようということでやって、努力はしていないということじゃなくて努力はしているんですけども、なかなか集まってこないというのが正直なところなんです。どうしてもこれは、例えば県内の全ての自治体で、私は多分皆さん不足しているんだろうと。それが仙台とか何かに一極集中していると、なかなか回ってきていなくて、そういうのが今の現状なのかなと思っています。

そういうことで、職員の募集については、保育士だからといって給料をこのぐらいにと、ぼんと上げるというわけには我々の場合にはなかなかいきませんけれども、そういった年齢制限とかそういった面で、いろいろ考慮しながらことしも努力していく、募集はしていきたいと、このように思っています。

○議長（阿部幸夫君） 今野 章議員。

○8番（今野 章君） 終わりますけれども、なかなかやっぱり、保育士もそうですし、介護関係の働く皆さんもそうですし、やっぱり非常に働く環境がよくないというのか、処遇がよくないというのか、そういう状況がありますから、1自治体の努力で解決できない問題も多々あるとは思いますが、ぜひ努力をお願いしておきたいと思います。

終わります。

○議長（阿部幸夫君） 他に質疑ございませんか。13番色川晴夫議員。

○13番（色川晴夫君） 8 ページ、民生費災害援護貸付金、申し込み期限が令和2年3月31日までに延長されることに伴う補正だと。今回420万円の貸し付け、これは何件分で、今まで累計どのくらいになっているのか。件数と金額と、それを知らせてください。

○議長（阿部幸夫君） 太田町民福祉課長。

○町民福祉課長（太田 雄君） お答えいたします。

今回の420万円の内訳といたしましては、半壊分1件、170万円、それから全壊1件分の250万円という内訳でございます。また、これまでの貸付金については50件、金額については7,625万円でございます。

以上でございます。

○議長（阿部幸夫君） 色川晴夫議員。

○13番（色川晴夫君） わかりました。それで、今まで累計で50件、金額では7,625万円である。こういう中で、その中で貸付金ですから当然返還もしなきゃならないということになるんですけども、この中で滞納というんですかね、ちょっとおくられているよという方もいらっしゃる、いなければいいんですけども、そういう方はお見受けするんですかね。

○議長（阿部幸夫君） 太田町民福祉課長。

○町民福祉課長（太田 雄君） 償還期間の到来が来て未納の方については、残念ながらいらっしゃる。件数については16件ということでございます。

以上でございます。

○議長（阿部幸夫君） 色川晴夫議員。

○13番（色川晴夫君） この16件の対応をどのように考えていらっしゃるのか。どのようなことで未納者とお話し合いをしていると思うんですけども、どのような方法なんですか。

○議長（阿部幸夫君） 太田町民福祉課長。

○町民福祉課長（太田 雄君） 償還期限が来ましたよということで、まずご通知を差し上げて、反応のいい方については電話が来ますので、その時点で、例えばなかなかこれを払うのがちょっと難しいんだけどもとかというときは、分納なりをお願いしているという状況。あと、全然反応のない方については、職員と私とで家のほうまで行っていると。不在の場合は、きょう来たんだけどもということで置き手紙を置いて、再度反応を待つと。それを繰り返しか現時点ではないのかなと感じております。

以上です。

○議長（阿部幸夫君） 色川晴夫議員。

○13番（色川晴夫君） 払う気持ちはあんだべけれども、どういう、中にはいると思うんですけども、最終的にその人が不納欠損と、こうなる可能性も出てくる場合があるかもしれませんね。そこまでいかないための努力ね。もう何回も今課長言われるように、行っているよと、再三行っているよと。それでもなかなか支払いができなかったという場合はどうするんですか。（「不納欠損」の声あり）

○議長（阿部幸夫君） 太田町民福祉課長。

○町民福祉課長（太田 雄君） 現時点では完納していただくようお願いするというところでございます。

以上です。

○議長（阿部幸夫君） 色川晴夫議員。

○13番（色川晴夫君） 税と同じようにこれも、今まで7,000……そういう意味では、この7,626万円のうち、この16件でしょう。今、金額としてどのぐらいたまっているんですか。滞納額。

○議長（阿部幸夫君） 太田町民福祉課長。

○町民福祉課長（太田 雄君） 30年度末で250万円ほどとなっております。

○議長（阿部幸夫君） 色川晴夫議員。

○13番（色川晴夫君） 課長初め職員の皆さんも、頑張って何とかお願いしている状況はわかるんです。わかるんですけども、本当に松島も非常に厳しい財政の中で、やっぱりこういうものは自分が必要だから直すんであって、申請するんであって、その辺のことをやっぱり粘り強くいただく方向に、本当にお願いしていってもらいたいと。あと、何かこんな手がないのかなというようなものはないですか。ほかの事例を見ながら、ほかの市町村とかそういうものを見ながらやっていく方法がいいと思うんですけども、そういう事例なんかは参考になりませんか。

○議長（阿部幸夫君） 太田町民福祉課長。

○町民福祉課長（太田 雄君） 周りの市町村さんにお話を伺ったり、県でこれに関する担当者会議とか主管課長会議がある際にいろいろお話、他の市町村の方ともお話をさせていただいているところなんですけれども、やっぱり最終的には粘り強くいくしかないのかなと思っております。

以上です。

○議長（阿部幸夫君） 色川晴夫議員。

○13番（色川晴夫君） その粘りで、ひとつよろしくお願ひしたいと思います。

それから最後に、今、教育民生の委員の皆さんが学校関係、ずっとお話をしまして、本当に今回研修もさせていただきました。今回事業指定校を1月に申請して、3月に承認されたということに対しまして、教育長初め教育委員会の皆様の熱意には敬意を表したいと思います。松島らしい教育をしたいということで。

私は3年、4年前になりますかね、松島の観光ガイド、英語ガイド、これは物すごく評価します。こんなにいい事業をやっているというのは、そうなかなかないということで、ちょっと大村市さんのほうに行って松島のことをちらっと言いましたけれども、英語ガイドやっていると。こういうのを参考にしながら、長崎空港でもやったらどうですかと。そういうちょっと要らんことを言いましたけれども、そういう中で、これはもう自慢すべき、これはどんどん売っていけばいいと思うんですよ、私はね。そういう、子供たちが私もやりたい、やりたい、その1つの段階がこの英語教育。ここからもっともっとなっていけば、未来は明るい、そう思うんですね。

その中で私たち、この研修の中で本当にこの研修は、学校見学をさせてもらって楽しかったです。本当に皆さん言うように、こんなに楽しい授業があるのかと。私たちが見ても楽しいんですから、子供たちは物すごいです、熱気が。そういう中で、一番最初に私、松島を見させていただきました。あれから見ると、松島はおとなしいです。行儀いいです。これはいいことなんですよ。でも、ほかの熱気から比べると、2つ3つ足りません。すごいです、子供たちの熱気は。自分が手を挙げて指されないと、じだんだ踏んで倒れているんだから、わあって。何で俺ば指さないって。そういうこともすごいんです。そのぐらい英語を楽しんでいる。そういう状況を私見たんですね。それで私が感じたのは、デジタルよりアナログ教育。いいんですよ、テレビで画像をスイッチ入れながら出す。あれは時間がかかります。もったいないです。ほかはやりません。全て手づくりの絵でこれを張りつけて、だっと進んでいくんです。その反復練習。それでもってわあわあと手を挙げて。これが子供たちの能力をさらにさらに私は伸ばしていくんではないかなと。私が一番感じたことはそこなんですね。ですから、そういうデジタルもいいんですけれども、ALTの先生と担任の先生の呼吸です。それが非常に、全部がいいというわけじゃないんですよ。そういう中で、コミュニケーションとかそういうものをとっていると、やっぱり担任の先生だね。ALTはあくまでも補助ということだね。質疑しているんだから。そういうことをどうするんですかということ聞くんですから。

そういう中で、やっぱりそういうものを目指してほしいなと思うんです。先生は松島らしい

教育と言いました。私はいろんなやり方をやると思うんですけども、そういうものもひとつ参考にさせていただきながら教育をしていただければ、松島の子供たちいっぱい伸びるのかなと思いますけれども、ちょっとどのようにお感じに、お感じということはないですけども、どのように思っていますか。

○議長（阿部幸夫君） 内海教育長。

○教育長（内海俊行君） ご意見ありがとうございます。先ほどから松島スタイルみたいな話をさせていただいた中に、英語ガイドはもちろん入っております。あのような仕組みをことし産観からいただいて、来年本格的に教育委員会の主幹になってくるんですが、ことしから英語ガイドを十分に育てていきたいなと思っております。それから、松島スタイルということで具体的に私しっかりお話ししましたが、もう1つ特色あるのは、幼稚園から英語をやっていこうと。幼稚園、1、2年生、3、4年生、5、6年生、中学校という形で一本筋の通った英語をやっていこうと思っております。

それから色川議員さんがお話ししたデジタルの話なんですけど、デジタルを使えばじゃあ定着が図れるかということそうではないと。全て楽しい授業を展開していたというお話でございます。ですから、子供の学力を伸ばすとは私一切言っていないと思うんです。指導力を上げるということで、先生の力にやっぱり子供の伸びは比例すると思うんです。ですから、先生方の力をとにかく上げて、楽しい授業を展開していきたいと常々思っております。子供がどうたらこうたらじゃなくて、先生方がまず子供たちと正対したときにすばらしい英語の授業あるいは道徳でも構いません。算数でも構いません。楽しい、きょうよかったなと思えるような英語を展開していきたいなと思っております。

A L Tについても、これからどんどん呼吸を合わせていきたいと思います。ことし青山小学校から英語のスペシャリストが松島に入っております。それで、その方と一緒に英語というのはどういう授業なのか、A L Tを交えた授業というのはどういう授業なのかというのも模索してまいりたいと思います。

先ほどもちょっと言い足りなかった部分はあるんですが、私が松島の英語に求めているのは、七ヶ浜の、言っちゃった、ごめんなさい。ある町のものじゃなくて、どちらかというと2年間指定校を受けた大崎や白石市を目標にしていきたいなと思っております。また、A L Tについても、実は、私たちの松島は4校しかないのにA L Tを2人つけていただいているということは、これは大変なことなんですということをご理解、議員の皆さんは知っているかと思うんですが、私松島に来て驚きました。普通4校くらいだったら1人でくるくる回るのが

関の山なんです、これは2人ついているということで、この2人をぜひひうまく活用しながら、すばらしい英語の授業が展開できる町にしていきたいなと思っております。

以上でございます。

○議長（阿部幸夫君） 色川晴夫議員。

○13番（色川晴夫君） ありがとうございます。これからこういった授業内容が入ってきて、研修とか授業交流、いろんなことがこういうふうに書かれておりますね。そういう中になると、やっぱり若い先生たちはなかなか経験が少ないものですから、こういう公開授業とか何かになると、プレッシャーとか何かがかかるかもしれませんね。やっぱり経験がなければ。そういう中で、やはりせっかくの指定校になったと、こうなれば、やっぱりその授業が成功していけばいくほど努力すれば、その先生たちがやっぱり実力をつけてきて自信を持つわけですね。そうすると、子供たちもそういう授業の中でやっぱり一生懸命やっていくということなので、やはりこういう機会、学校の先生、第一小学校の先生の能力がますます高くなっていくと、そういうことをやっぱり目指していったほしいなと。それも教育長の手腕の1つでございますので、ひとつよろしく願いをしたいと、このように思っておりますのでよろしくお願ひします。

以上です。

○議長（阿部幸夫君） 他に質疑ございませんか。11番菅野良雄議員。

○11番（菅野良雄君） 私も簡単に事項別明細書の数値についてお伺ひします。

先ほども出ましたけれども、賦課徴収費の2,100万円は、入ってくるものは返さなきゃならないということで、大変もったいないなという気がしますけれども、この小売店さんはどういう状況、社会状況の変化、災害とかそれとも景気が悪かったとか、それとも何か事件があったとか事故があったとかということでこういう形になったのか。そして、前年度の税金だけ返さなきゃならないのかと。ことは大丈夫なのか、来年は大丈夫なのかというところはどうかでしよう。

○議長（阿部幸夫君） 佐藤財務課長。

○財務課長（佐藤 進君） 法人町民税の申告がちょっと多額ということでございまして、こちら国税の法人税の申告と一緒に申告ということで、国税のほうにちょっと詳細な資料を出しているということで、国のほう、塩釜税務署なんです、このように大幅に減額になった理由をちょっと問い合わせはしたんですけれども、ちょっと詳細なところはお答えできないということでありますが、その法人が平成29年度において多額の営業外収益があったと。その

年だけですけれども。それで、29年度の確定申告で30年度が納税義務とかがかなりふえたと。それで中間納付もその半額ということでふえたということであり、今年度30年度決算ですが、そちらについては例年どおりに戻っているということで、その差額分は1カ年だけの営業外収益だけがかなり伸びたということで、税務署から聞いている状況でございます。

以上でございます。

○議長（阿部幸夫君） 菅野良雄議員。

○11番（菅野良雄君） わかりました。ただ、国税をもらって理由も言わないで返しなさいという話でもないんだと思うんだけど、わかりました。何か土地でも売れたのかなという感じがしますけれども、わかりました。

それから、教育委員会の事務局費の給料なんですけど、ふえているんですけども、これは所轄の職員さんがふえたんですか。それともこの英語教育の関係で誰かを雇わなきゃならないということなのか。その辺はどうなんでしょう。高くなった人がいたのかどうか、その辺を。

○議長（阿部幸夫君） 児玉教育次長。

○教育次長（児玉藤子君） 10款教育費の1項教育総務費2目事務局費の人件費だと思います。当初予算が、これは前教育次長が県に帰るということで、当初7人で計上されておりました、それが現状8人ということで、若干人の異動もあったんですが、主に私の分です。

以上でございます。

○議長（阿部幸夫君） 菅野良雄議員。

○11番（菅野良雄君） じゃあ1人ふえたということね。わかりました。

それから、幼稚園のほうの減額というのは何でしょう。

○議長（阿部幸夫君） 児玉教育次長。

○教育次長（児玉藤子君） 幼稚園のほうは、1人育休に入っている人の分の育児休業の分と、あとは2人が結婚で退職されまして、新卒が2人入っていますので、その分の差額でございます。

○議長（阿部幸夫君） 菅野良雄議員。

○11番（菅野良雄君） 育休の1人と、2人が採用になったということなんですけど、育休で子供たちの教育には支障はないということでもいいんですね。

○議長（阿部幸夫君） 児玉教育次長。

○教育次長（児玉藤子君） 正職員に担任をなるべくさせておりますので、育休分は、ことしはなかなか募集しても幼稚園のほうも厳しい状況になっておまして、担任が可能というベテ

ランの方を派遣でようやく見つけまして、入れているところでございます。

○議長（阿部幸夫君） 菅野良雄議員。

○11番（菅野良雄君） わかりました。せっかく採用になった人を大事に使っていただいて、子供たちの教育に影響のないようにお願いして終わります。

○議長（阿部幸夫君） 他に質疑ございませんか。4番赤間幸夫議員。

○4番（赤間幸夫君） 1点お伺いします。

いわゆるデマンドバス第2次実証実験運行事業なんですけど、今回第1次のいろんな成果等を踏まえ、課題となったものも踏まえて、同じ箇所にもう一度第2次という形で計画されると。最終的には地域公共交通網形成計画の中での実施内容になるんだということですが、まず1点目お伺いしますのは、こういった1次の成果等を受けたものを地域公共交通会議等に報告なりお話ししているんですか。あるいは、それは必要ないものとして捉えているんですか。やっているとすれば、その辺で出されている意見とかいろんな考え方というのはどんなものなんでしょうか。その辺ちょっとお聞きします。

○議長（阿部幸夫君） 千葉総務課長。

○総務課長（千葉繁雄君） 30年度末、3月末になりますが、地域公共交通会議を開催して、内容については報告をさせていただきました。全員協議会の資料にもあるとおり、30年度の実証実験運行だけでは、今後やるやらないというのはちょっと判断しかねるという報告はさせていただきました。その時点では余り意見というのは出ておりませんでした。

以上でございます。

○議長（阿部幸夫君） 赤間幸夫議員。

○4番（赤間幸夫君） そういったことのお話、さらに今回第2次という形でやられて、このことを踏まえて、松島町全体の行政区内におけるいわゆる、何というんですかね、町民バス運行と複合的にというか、いわゆる住民の足の確保の方策として2通り方式を考えていくんだよという方向性のありようではなくて、あくまでこの北部地区のこの運行だけに捉えての考え方に終始するんですかね。その辺の捉えの話。ちょっとどういう考え方につながっていくのかを教えてくださいませんか。

○議長（阿部幸夫君） 千葉総務課長。

○総務課長（千葉繁雄君） 今回の実証実験運行の内容につきましては、あくまでも昨年度実施した北部エリアのデマンドということを再度検証したいということでございます。それと並行して、この間全員協議会の中でもいろいろご意見をいただいておりますので、そのご意見も

踏まえて全体的な路線のあり方ですとか、その他の手法については考えてまいりたいと思っています。

以上です。

○議長（阿部幸夫君） 赤間幸夫議員。

○4番（赤間幸夫君） ぜひとも全町的に、このデマンド型交通方式の利便性というかそういったものを、もうちょっと利用者対応も含めて使ってもらえるような工夫も入れながらですけども、図られたらよろしいかなと。といいますのは、この今回対象となっている1次、2次の運行ルート以外でも、結構こういったことをやっているようですよというお話をしますと、反響的にはその区域外ですけどもあるんですね、現実には。私もこういったものがあるならば利用させてもらえないかなと、現実には町民バスを運行して時間が合わないですとか、あるいはなかなか利用に当たって町民バスの使い勝手がまいちなんですよと。駅とか病院とかそういった目的を持っていく場合には、やはりデマンド型にはかなわないんじゃないかなというお話もその方は実質やられていましたからですけども、よく勉強しているんだと思うんですけども。そういったことも、お話を伺うと、やはりもう少し幅を広げるような工夫策が必要かなと思えたもので、質問しました。どうかひとつ町内に行き渡るような町民の足として、活用を考えていただけるようお願いしておきたいと思います。

以上です。

○議長（阿部幸夫君） 他に質疑ございませんか。質疑ないですね。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第43号を採決します。本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（阿部幸夫君） 起立全員です。よって、議案第43号令和元年度松島町一般会計補正予算（第1号）については原案のとおり可決されました。

ここで、休憩に入りたいと思います。

再開を3時15分とします。

午後3時06分 休 憩

午後3時15分 再開

○議長（阿部幸夫君） 会議を再開します。

日程第13 議案第44号 令和元年度松島町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について

○議長（阿部幸夫君） 日程第13、議案第44号令和元年度松島町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第44号を採決します。本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（阿部幸夫君） 起立全員です。よって、議案第44号令和元年度松島町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）については原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第45号 令和元年度松島町介護保険特別会計補正予算（第1号）について

○議長（阿部幸夫君） 日程第14、議案第45号令和元年度松島町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第45号を採決します。本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（阿部幸夫君） 起立全員です。よって、議案第45号令和元年度松島町介護保険特別会計補正予算（第1号）については原案のとおり可決されました。

日程第15 議案第46号 令和元年度松島町観瀾亭等特別会計補正予算（第1号）
について

○議長（阿部幸夫君） 日程第15、議案第46号令和元年度松島町観瀾亭等特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第46号を採決します。本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（阿部幸夫君） 起立全員です。よって、議案第46号令和元年度松島町観瀾亭等特別会計補正予算（第1号）については原案のとおり可決されました。

日程第16 議案第47号 令和元年度松島町下水道事業特別会計補正予算（第1号）について

○議長（阿部幸夫君） 日程第16、議案第47号令和元年度松島町下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございませんか。11番菅野良雄議員。

○11番（菅野良雄君） 職員1名減ですけれども、影響はないのでしょうか。

○議長（阿部幸夫君） 岩渕水道事業所長。

○水道事業所長（岩渕茂樹君） それではお答えいたします。

ご指摘のとおり、下水道事業特別会計では1名の減という形になっております。今の事業の状況でございますが、平成29年度から30年度にかけまして小石浜、浪打浜、普賢堂、蛇ヶ崎といったポンプ場が、順次工事が完了しているという状況でもございます。本年度では西柳の雨水ポンプ場を除きますが、それ以外につきましてはほぼ完成していく見通しというところでございますので、下水道事業特別会計で職員が1名の減となっているところでございますが、事業運営に対しましては影響はないものと今のところ計画しているところでございま

す。

以上でございます。

○議長（阿部幸夫君） 菅野良雄議員。

○11番（菅野良雄君） 一番難しいところが残っていて影響はないのかなとは思いますが、頑張っていたきたいと思います。

○議長（阿部幸夫君） 他に質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第47号を採決します。本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（阿部幸夫君） 起立全員です。よって、議案第47号令和元年度松島町下水道事業特別会計補正予算（第1号）については原案のとおり可決されました。

以上で、本日の日程は、全部終了しました。

本日はこれにて散会といたします。

再開は18日午前10時です。

大変ご苦労さまでございました。

午後3時21分 散 会